

# 林地開発許可制度の手引

大分県農林水産部 森林保全課

(令和6年4月)



# 目次

<b>第1章 林地開発許可制度の概要</b>	
第1 用語の定義	1
第2 許可の対象となる森林	1
第3 林地開発許可制度における区域の区分	2
第4 許可の対象となる開発行為	3
第5 許可の対象となる開発行為の規模	3
第6 他法令との関係	3
第7 林地開発許可制度の体系図	5
第8 開発行為の許可申請前に確認する事項	6
第9 許可申請等の手続き	6
第10 林地開発行為の一体性の判断基準	7
第11 標準処理期間	8
第12 許可の基準	8
第13 許可の期間	9
第14 林地開発行為に係る営業等行為の開始時期	9
第15 林地開発業務の担当部署	9
<b>第2章 林地開発に係る提出書類等の一覧</b>	10
<b>第3章 林地開発許可申請書の作成</b>	
第1 林地開発許可申請書の作成要領	11
第2 林地開発許可申請書の様式記載例	17
<b>第4章 許可後の各種手続き等</b>	
第1 許可から完了までの流れ	36
第2 開発行為の計画変更	37
第3 開発行為の完了の確認	37
第4 許可後の手続きに必要な書類等	38
第5 許可後の提出書類等の様式記載例	40
<b>第5章 審査基準及び技術的基準</b>	
第1 手続き上の要件及び一般的事項等	56
第2 災害の防止に関する基準	
(1) 土工関係	57
(2) 擁壁、法面関係	59
(3) えん堤又は沈砂池等関係	61
(4) 排水施設関係	63
(5) 洪水調整池関係（災害の防止）	67
(6) その他	68

第3 水害の防止に関する基準	
(1) 洪水調整池関係（水害の防止）	69
(2) その他	74
第4 水の確保に関する基準	
(1) 水の確保	74
第5 環境の保全に関する基準	
(1) 森林又は緑地の残置, 造成	74
(2) 騒音, 粉じん等の著しい影響の緩和, 風害等からの周辺の植生の保全等	78
(3) 景観の維持	78
(4) 残置森林等の維持管理	78
第6 その他	
(1) 太陽光発電設備関係	78

## 第6章 参考資料等

第1 その他用語解説	80
第2 許可申請書(副本)の電子媒体での提出の取扱い	83
第3 林地開発における洪水調整池の計画手順等	85
第4 大分県確率降雨強度式【抜粋】	87
第5 大分県林地開発許可制度実施規則	99
第6 大分県林地開発許可審査要領	104
第7 大分県林地開発許可制度運用細則	113

※手引内の「<sup>一</sup>解」の表示は、その他用語解説に記載の用語を表しています。

# 第1章 林地開発許可制度の概要

森林は、水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有しており、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しています。また、開発によりこれらの森林の機能が失われてしまった場合には、これを回復することは非常に困難なものとなります。

従って、森林において開発行為をするに当たっては、森林の有する役割を阻害しないよう適正に行うことが必要であり、なおかつ、それが開発行為をする者の権利に内在する当然の責務でもあります。

林地開発許可制度は、このような観点から、これらの森林の土地について、その適正な利用を確保することを目的としています。

## 第1 用語の定義

この手引における用語の定義は、次の各項のとおりとする。

- 1 開発行為とは、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に規定する開発行為をいう。
- 2 申請者とは、開発行為に係る許可を受けようとする者をいう。
- 3 開発行為者とは、開発行為に係る許可を受けた者をいう。
- 4 開発区域とは、開発行為に係る森林法第5条の森林（地域森林計画対象森林）の土地の区域をいう。
- 5 開発対象区域とは、開発区域及び当該開発区域に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。
- 6 事業区域とは、開発行為をしようとする森林又は緑地及びその他の区域をいう。（開発対象区域及びそれ以外の土地を合わせた区域）
- 7 規則とは、大分県林地開発許可制度実施規則（昭和50年大分県規則第25号）をいう。
- 8 要領とは、大分県林地開発許可審査要領（令和5年大分県告示第320号）をいう。
- 9 細則とは、大分県林地開発許可制度運用細則（令和6年3月26日付け森保第1211号）をいう。

## 第2 許可の対象となる森林（森林法第10条の2）

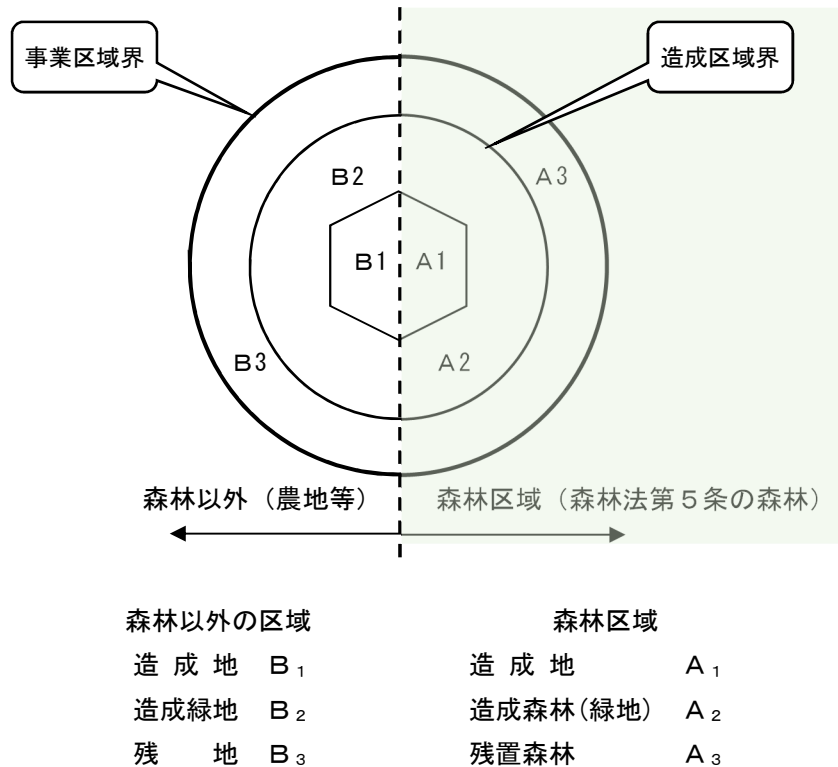
許可の対象となる森林は、森林法第5条に基づく「地域森林計画」の対象となっている民有林です。ただし、森林法第25条又は第25条の2に基づく保安林並びに同法第41条に基づく保安施設地区及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に基づく海岸保全区域内の森林は除かれます。

なお、県内の大部分の民有林が地域森林計画の対象森林になっていますので、開発行為（計画）の場所が許可の対象となるかどうかについては、開発行為の対象となる森林の区域を所管する県振興局へ問い合わせください。

〔参考〕伐採及び伐採後の造林の届出等について

地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採するときは、あらかじめ市町村長に森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書（伐造届）を提出しなければなりません。ただし、林地開発の許可を受けたときは、この手続きは不要となりますが、当該森林で森林経営計画が立てられている場合は、認定権者に森林経営計画の変更及び同法第15条の伐採等の届出が必要となります。

### 第3 林地開発許可制度における区域の区分



本制度における区域の区分は、次の①～③に区分します。

① 開発行為に係る森林の土地の区域【開発区域】

下記②に規定する森林の区域内で、土地の形質を変更する区域。(一時利用も含む)

上図において ① = A<sub>1</sub> + A<sub>2</sub>

② 開発行為をしようとする森林の区域【開発対象区域】

下記③の事業区域内で、地域森林計画対象森林の区域。(残置森林も含む)

上図において ② = A<sub>1</sub> + A<sub>2</sub> + A<sub>3</sub>

③ 開発行為に係る事業区域【事業区域】

開発行為を行う区域で、林地、農地、その他の土地等を含む全域。(地域森林計画対象森林内に存在する里道、水路等は森林区域に含める)

上図において ③ = B<sub>1</sub> + B<sub>2</sub> + B<sub>3</sub>

④ 森林率

残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林)面積の「開発対象区域内の森林面積」に対する割合をいう。なお、住宅地(住宅団地)の場合は、緑地についても森林率に含まれます。

上図において ④ = (A<sub>2</sub> + A<sub>3</sub>) / ②

#### 第4 許可の対象となる開発行為（森林法第10条の2）

許可の対象となる開発行為は、土石又は樹根の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為であつて、具体的な項目は、次の各項のとおりです。

- 1 別荘地の造成（保養等、非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地）
- 2 ゴルフ場の造成
- 3 宿泊施設の設置（専ら宿泊の用に供する施設及びその附帯施設）
- 4 レジャー施設の設置（体験娯楽施設、その他観光、保養等の用に供する施設）
- 5 工場・事業場の設置（霊園地の造成、産廃等処分場等の設置を含む）
- 6 住宅団地の造成
- 7 土石等の採掘
- 8 太陽光発電設備の設置
- 9 農用地の造成
- 10 道路の新設または改築
- 11 その他

#### 第5 許可の対象となる開発行為の規模（森林法施行令第2条の3）

許可の対象となる開発行為の規模は、次の各項に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次の規模を超えるものです。また、許可申請書に記載・添付する面積及び図面は、登記簿のものではなく、実測したものが必要です。

- 1 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為

当該行為に係る土地の面積が1haを超え、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く）の車道幅員が3mを超えるもの。

なお、この場合の面積は、路面の面積だけでなく、法面などの実際に土地の形質を変更する面積も含まれます。また、改良等の場合は、既設部分を除く新設部分の面積を対象とします。

- 2 太陽光発電設備の設置を目的とする場合は、開発行為に係る森林の面積が0.5haを超えるもの。（令和5年4月から）

- 3 その他の場合については、開発行為に係る森林の面積が1haを超えるものとし、道路を含む場合は、車道幅員が3m以下であっても面積に含めます。

- 4 森林審議会について

林地開発許可制度は、許可に際し、下記の諮問基準に該当する場合について、知事は学識経験者等で構成された「森林審議会」の意見を聴くこととなっています。

##### 【諮問基準】

- 一 開発行為に係る森林の土地の面積が、10ha以上の開発行為
- 二 その他特に必要と認められる開発行為
- 三 保安林の転用に係る解除について
  - ア 国又は地方公共団体が事業主体であるものを除く
  - イ 解除対象面積が1ha以上のもの

諮問基準に該当する場合は、森林審議会開催のため、通常の許可手続きよりも時間を要することとなりますので、十分余裕をもって申請書等を提出してください。

#### 第6 他法令との関係

開発行為の予定地に森林以外の農地・里道・水路敷が含まれている場合は、森林法以外に農地法

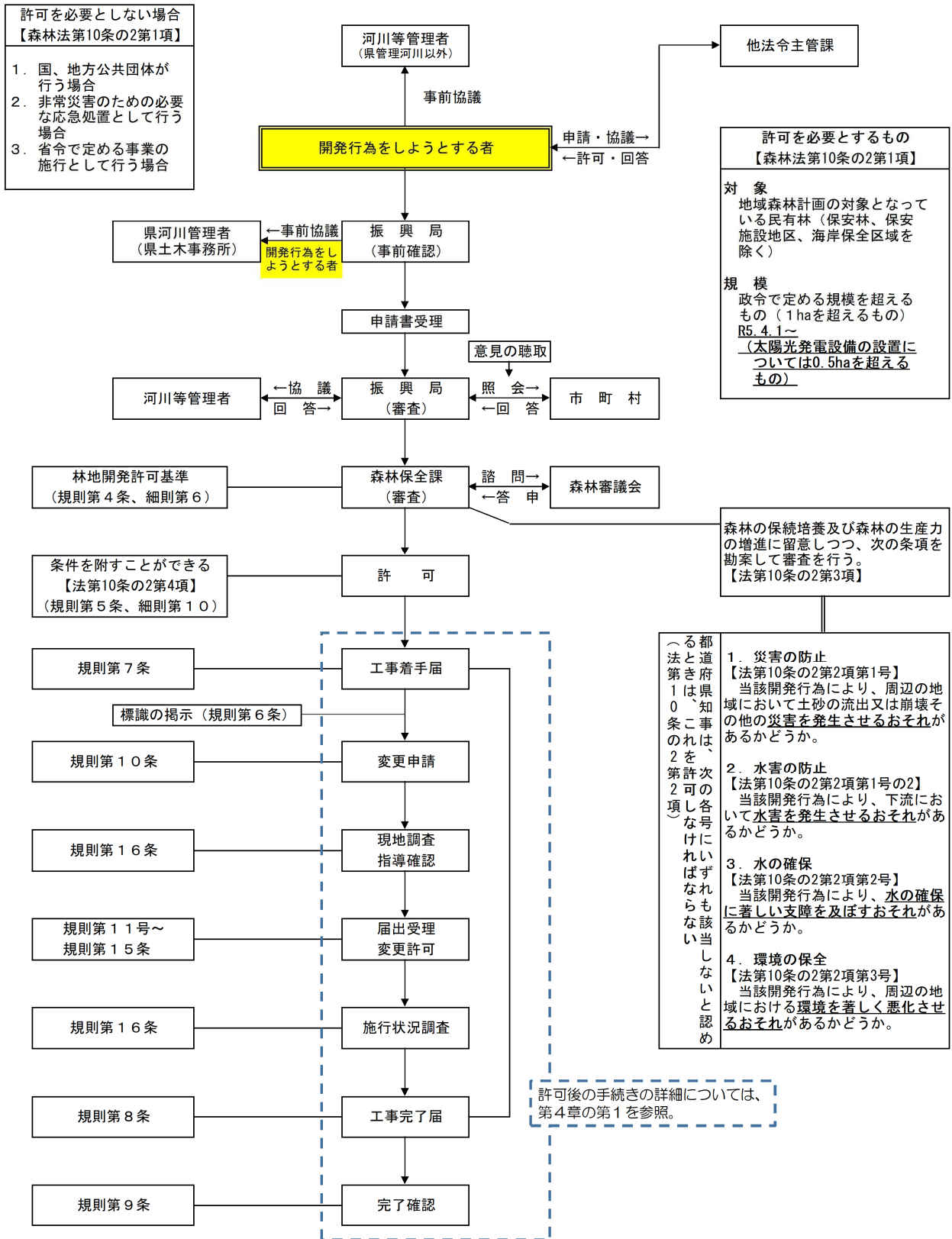
（昭和２７年法律第２２９号）や国有財産法（昭和２３年法律第７３号）等の制限があります。

また、林地開発許可制度では、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分等がなされているかの確認又は当該申請に係る申請状況の確認ができることが必要ですので、他法令の所管部署との協議は、事前もしくは平行して進めてください。

そのほか、環境影響評価法（平成９年法律第８１号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続きの対象となる場合には、その手続きの状況も確認できることが必要です。



# 第7 林地開発許可制度の体系図



注：①開発行為の予定地に他法令による制限がある場合は、当該処分等がなされているかの確認又は当該申請に係る申請状況の確認ができることが必要のため、他法令の所管部署との協議は、事前もしくは平行して進める。

②「規則」は、大分県林地開発許可制度実施規則、「細則」は、大分県林地開発許可制度運用細則の略。

## 第8 開発行為の許可申請前に確認する事項

- 1 開発行為に係る森林が1 haを超えるかどうか（太陽光発電設備の設置については0.5ha）
  - 一 地域森林計画の対象森林であるかどうかの確認。
  - 二 地目が森林以外でも地域森林計画の対象森林であることがあります。
- 2 開発行為に係る森林に保安林があるかどうか
  - 一 保安林を開発するためには、保安林解除が必要です。
  - 二 地目が保安林でなくても保安林であることがあります。
- 3 開発行為の計画ができれば、森林の配置等について事前にご相談ください
  - 一 森林の配置については、開発の目的ごとに異なる基準があります。
  - 二 森林の配置について、ある程度判断できる図面等が必要です。
- 4 洪水調整池<sup>（解）</sup>の設置についてご相談ください
  - 一 洪水調整池の設置については、森林法のほかに放流量等について、河川等管理者（国土交通省、県土木事務所、市町村等）との協議が必要です。
  - 二 森林法の基準で洪水調整池が不要となっても、河川等管理者との協議が必要となった場合は、洪水調整池を設置する必要があるので、あらかじめ放流先の河川等管理者にご相談ください。
- 5 開発行為に係る森林に造林事業補助金等を受けて整備された森林が含まれていないか
  - 一 補助事業ごとに、補助条件に定められた転用の制限期間内で当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用等をするとき、補助金の返還が必要になる場合があります。
- 6 開発地からの排水等について、放流先の管理者から放流や水路接続の同意が得られているか
- 7 事業区域に審査要領第5の6の2の「災害が発生するおそれがある区域」が含まれていないか
- 8 関係自治会等の理解を得るための取組が実施されているか
  - 一 開発行為の許可申請前に住民説明会の実施等、地域住民の理解を得るための取組が実施されているか。
  - 二 開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者と関係市町村又は自治会等の地縁による団体との環境の保全に関する協定の締結等がなされているか。
- 9 その他の利害関係者（水利権者、漁業権者等）からの理解を得るための取組が実施されているか  
【確認、相談先】  
第15「林地開発業務の担当部署」にご相談ください。

## 第9 許可申請等の手続き（規則第17条）

- 1 本制度に係る許可申請書及び届出書等は、開発の対象となる森林の区域を所管する振興局を經由して知事に提出してください。提出部数は次の各号のとおりとします。
  - 一 二号以外の許可（変更許可）申請に係るもの
    - ア 許可申請書 3部（正1部・副2部）  
副2部のうち、1部はCD等の電子媒体で提出してください。電子媒体の詳細については、第6章の第2を参照のこと。
    - イ 届出書等 2部（正1部・副1部）
  - 二 開発行為の目的が「土石等の採掘」のうち、開発区域の面積が10ha未満の許可（変更許可）申請に係るもの
    - ア 許可申請書 2部（正1部・副1部）
    - イ 届出書等 1部（正1部）

- 2 開発対象区域が複数の振興局の所管区域にわたる場合は、関係する振興局が増すごとに増冊してください。
- 3 複数の県にわたる開発行為については、その都度対象となる県と協議することとなりますので、事前にご相談ください。

## 第10 林地開発行為の一体性の判断基準

開発行為の許可基準等の運用について（令和4年11月15日付け4林整治第1188号 林野庁長官通達）の第7における「開発行為の一体性」の判断については、下表の「A 実施主体」、「B 実施時期」、「C 実施箇所」の各項目においてそれぞれ一つ以上該当し、かつ事業の共同性及び計画の一体性があると認められる場合に「一体性を有する開発行為」と判断します。

項目	判断基準の内容	チェック
A 実施主体 (人格)	1 同一の会社（者）が開発行為を行う場合	
	2 従前から共同で開発行為を行っている実績がある場合	
	3 同一人が複数の会社役員を兼ねている場合、又は別々の会社であっても、会社の所在地が同じである場合	
	4 別々の会社であっても、同一グループの関連会社である場合	
	5 血縁関係にある複数の者が開発行為を行う場合	
	6 数人が共同の意思（計画の共同性が認められる）をもって開発行為を行う場合で、一つの実施主体（人格）として判断した場合	
	7 複数の会社（者）が開発する場合であっても、工事等の請負者が同じである場合	
	8 複数の会社（者）がある特定の開発目的のために、それぞれ分担して共同で開発行為をする場合	
	9 ある会社（者）が、ある特定の開発目的を持つ開発行為を複数の会社（者）にそれぞれ分割して行わせる場合	
B 実施時期	1 開発行為のある時期が重複している場合	
	2 前の開発行為に係る県の完了確認を終えずに次の開発行為をしようとする場合	
	3 時期の異なった開発行為であっても、一つのプロジェクト又は全体計画の一部である場合	
C 実施箇所	1 箇所が異なった開発行為であっても、雨水排水施設、調整池等の防災施設等を共用する又は共同で設置する場合	
	2 開発行為によって地形や水の流れが変わり、集水区域が一つとなる場合	
	3 工事用道路を共用する又は共同で開設する場合	
	4 水利用の実態から見て、受益対象が同じである場合	

## 第 1 1 標準処理期間（細則第 6）

- 1 許可（変更許可）申請書類の審査等に係る標準処理期間は 90 日とします。

1 次審査		2 次審査	
審査機関	日 数	審査機関	日 数
振興局	4 5	森林保全課	4 5

- 2 標準処理期間には、次の各号の期間を含めないこととします。
  - 一 申請書に不備がある場合の補正期間
  - 二 申請の途中で申請者が自ら申請内容を変更するために要した期間
  - 三 申請者が他の手続き（河川協議等）を必要とする場合のその手続きに要した期間
  - 四 「職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和 26 年大分県条例第 35 号）」第 3 条に定める休日及び同第 5 条に定める週休日
  - 五 大分県森林審議会（森林保全部会）への諮問案件の場合は、諮問から答申までの期間
  - 六 市町村等への意見照会に要する期間
- 3 10ha 未満の土石等の採掘に係る開発行為の場合は、振興局において 90 日を超えない期間で処理するものとします。

## 第 1 2 許可の基準（森林法第 10 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

知事は、許可の申請があった場合において、次の各項のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならないとされています。

### 1 災害の防止

当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

### 2 水害の防止

当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

### 3 水の確保

当該開発行為をする森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

### 4 環境の保全

当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

また、森林法第 10 条の 2 第 1 項の許可に係る申請に関し、同条第 2 項各号に規定する事項に該当しないかどうかの審査をするときの「手続き上の要件及び一般的事項」や「具体的な技術基準」を規則第 4 条に規定し、その運用について、審査要領を定めています。

### 第13 許可の期間（細則第9）

森林法第10条の2第1項の規定に基づく許可を行う期間は、次の各項のとおりです。

- 1 当該林地開発の開発行為の目的が該当する他法令等において、許可期間等が定められているものは、同一の許可期間とすることを標準とする。
- 2 1項に該当しないものは、5年以内を標準とする。

### 第14 林地開発行為に係る営業等行為の開始時期（細則第14）

開発行為に伴う災害の発生防止の観点から、林地の一時利用である土石等の採掘行為を除き、細則第13に規定するいずれかの完了の確認（完了確認・部分完了確認・防災施設設置確認）を受けた後でなければ、営業等行為の開始は認められませんので、注意してください。

### 第15 林地開発業務の担当部署

許可申請等の詳細については、開発行為の対象箇所が存する市町村を所管（担当）する、下記の各振興局又は森林保全課にお問い合わせください。

#### 【 問い合わせ先一覧 】

機関名	部・班名	住 所	電話番号	所管市町村名
東部振興局	農山漁村振興部 森林管理班	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1	0978-72-0156	別府市・杵築市・ 国東市・姫島村・ 日出町
中部振興局	農山漁村振興部 森林管理班	〒870-0021 大分市府内町3-10-1（大分県 庁舎別館）	097-506-5749	大分市・臼杵市・ 津久見市・由布市
南部振興局	農山漁村振興部 森林管理班	〒876-0813 佐伯市長島町1-2-1	0972-22-0393	佐伯市
豊肥振興局	農山村振興部 森林管理班	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手1501-2	0974-63-1174	竹田市・ 豊後大野市
西部振興局	農山村振興部 森林管理班	〒877-0004 日田市城町1-1-10	0973-22-2585	日田市・九重町・ 玖珠町
北部振興局	農山漁村振興部 森林管理班	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺235-1	0978-32-0622	中津市・ 豊後高田市・ 宇佐市
森林保全課	林地保全班	〒870-8501 大分市大手町3-1-1（大分県庁 舎本館）	097-506-3863	

## 第2章 林地開発に係る提出書類等の一覧

番号	書類等の名称	様式の名称	作成等の区分	
			申請者	許可権者
	目次	—	○	
1	林地開発許可申請書	第1号様式	○	
2	林地開発計画書	第2号様式	○	
3	開発行為に係る事業区域の用途別面積 (その1) (その2)	第2号付属様式-1	○	
4	開発行為をしようとする森林等の所在場所 (その1) (その2)	第2号付属様式-2	○	
5	期別資金計画 開発行為者及び工事施工者 林地開発行為施行能力に関する申告	第2号付属様式-3	○	
6	開発行為計画工程表	第2号付属様式-4	○	
7	切取盛土計画 法面計画 擁壁計画 設計雨量強度 使用した流出係数 洪水調整池又は水路の改修計画 ① 放流先水路の検討総括表 ② 洪水調整池計画 ③ その他防災計画	第2号付属様式-5	○	
8	水の確保に関する計画 環境保全計画	第2号付属様式-6	○	
9	開発行為施行同意書	第3号様式	○	
10	林地開発許可申請審査表	第4号様式		○
11	林地開発許可申請に伴う協議表	第5号様式(振興局)		○
12	〃	第5号様式(本庁)		○
13	意見照会(市町村長あて)	第6号様式-1		○
14	意見照会に対する回答例(県知事あて)	別紙(参考様式)	/	/
15	意見照会(河川管理者あて)	第6号様式-2		○
16	林地開発許可審査調書	第7号様式(第8関係)		○
17	不許可通知	第8号様式		○
18	林地開発許可台帳	第9号様式		○
19	林地開発許可申請経過一覧表	第10号様式		○
20	指示・承諾・協議 報告書	第11号様式	○	○
21	林地開発行為期間延長届出書の受理通知書	第12号様式		○
22	林地開発完了確認調書	第13号様式-1		○
23	林地開発部分完了確認調書	第13号様式-2		○
24	林地開発行為に係る修補等指示書	第14号様式		○
25	林地開発行為の完了(部分完了)確認結果通知書	第15号様式-1		○
26	林地開発行為の完了(部分完了)について(通知)	第15号様式-2		○
27	林地開発行為完了確認証明申請書	第16号様式	○	
28	残置森林等並びに防災施設及び構造物の 維持管理に関する誓約書	参考様式-1	○	
29	排水施設計算表	参考様式-2	○	
30	流出土砂貯留施設設計計算表	参考様式-3	○	
31	林地開発許可書	第1号様式(第5条関係)		○
32	林地開発許可済標識	第2号様式(第6条関係)	○	
33	林地開発行為着手届出書	第3号様式(第7条関係)	○	
34	林地開発行為完了(部分完了)届出書	第4号様式(第8条関係)	○	
35	林地開発変更許可申請書	第5号様式(第10条関係)	○	
36	災害発生届出書	第6号様式(第11条関係)	○	
37	災害復旧(応急)措置報告書	第7号様式(第11条関係)	○	
38	林地開発行為(中止・廃止)届出書	第8号様式(第12条関係)	○	
39	林地開発行為再開届出書	第9号様式(第12条関係)	○	
40	林地開発行為地位承継届出書	第10号様式(第13条関係)	○	
41	林地開発行為期間延長届出書	第11号様式(第14条関係)	○	
42	開発行為者(住所・氏名)変更届出書	第12号様式(第15条関係)	○	

- ・ 1～30は、大分県林地開発許可制度運用細則に定める様式
- ・ 31～42は、大分県林地開発許可制度実施規則に定める様式

### 第3章 林地開発許可申請書の作成

#### 第1 林地開発許可申請書の作成要領

図面について、A3サイズを超える図面は、A3での添付を標準とします。

また、図面の作成寸法と印刷寸法で縮尺が異なる場合は、両方の縮尺を記載してください。

【例】A1（1：100） A3（1：200）

順序	名称	様式	記載要領等	
1	林地開発許可申請書	細則第1号様式	(1) 申請者住所氏名 (2) 開発行為に係る森林の所在場所 (3) 開発行為に係る森林の土地の面積 (4) 開発行為の目的 (5) 工期 (6) 開発行為の施行体制 (7) 備考	(1) 別途、「10 資金計画等」に添付した登記事項証明書又は住民票の記載内容と合致させること。 (2) 代表地番外〇〇筆と記載。 【例：日田市〇〇町大字〇〇字〇〇123番地 外1字5筆】 (3) haを単位とし少数第四位止。 (4) 本手引第1章の第4の例示に区分し、( )書きで、具体的名称を記載する。 (5) 今期計画に係る着手及び完了予定年月日を記載する。 (6) 開発行為の施行者を記載する。 (7) 他法令に係る許認可の状況を記載する。
2	目次		この一覧表の編纂順序に従って目次を作成し添付する。	
3	位置図 (1/50000以上)	等高線入りの地形図を標準とする	(1) 今期、全体の開発区域 (2) 方位、縮尺	(1) 事業区域を表示し、今期計画を赤実線、全体計画を赤点線で表示する。
4	区域図 (1/5000以上)		(1) 方位、縮尺 (2) 今期、全体の開発区域 (3) 市町村、大字、字、地番界、地番、土地所有者名 (4) 開発行為に係る森林の土地の区域 (5) 残置する森林の区域 (6) 保安林の区域 (7) 森林以外の土地の区域	(2) 3の位置図の項を参照 (3) 事業区域について表示する。 (4)～(7) 色分けし、凡例及び区域ごとの面積を記載する。
5	公図（法務局保存の字図写し）		(1) 今期、全体の開発区域及び隣接地、土地所有	(1) 3の位置図の項を参照。地目別に色分けする。

			者名 (2) 方位、縮尺	※公図の接合図については、管轄登記所名、作成年月日及び作成者の氏名(又は社名)の記載があれば、字図の原本もしくは写しの添付は不要。
6	現況写真		全景及び部分とする	全景写真は、空中写真等でも可。 部分写真は、撮影年月日を明記するとともに、写真撮影位置図を添付すること。 事業区域を表示する。
7	林地開発計画書	細則第2号様式	(1) 事業の概要 (2) 用地選定理由 (3) 開発面積 (4) 資金計画 (5) 防災計画 (6) 水の確保に関する計画 (7) 環境保全計画 (8) 一時利用計画	(1) 事業の概要及び完了後の取扱いについて簡潔に記載する。 (2) 用地を選定した理由を簡潔に記載する。 (3) 今期、全体計画について、区域区分ごとに細則第2号付属様式-1から転記する。 (4) 今期、全体計画について、区分ごとに細則第2号付属様式-3から転記する。 (5) 防災計画を策定、設計するにあたり、その考え方や根拠とした資料等について簡潔に記載する。 (6) 開発区域及びその周辺を含んだ地域での水利用等の実態、開発後の対応方針を簡潔に記載する。 (7) 排水等の汚濁防止等、環境の保全に関して配慮した事項等について簡潔に記載する。(森林率も記載する) (8) 仮設等一時利用に係る計画及び復旧計画について簡潔に記載する。
8	開発行為に係る事業区域の用途別面積	細則第2号付属様式-1	(1) 用途別面積	(1) 開発前の地目の土地を開発後の利用目的別にできるだけ細分し記載する。
9	開発行為をしようとする森林等の所在場所	細則第2号付属様式-2	(1) 所在場所	(1) 地域森林計画対象森林とそれ以外の土地について記載する。
10	資金計画等	細則第2号付属様式-3, 4	(1) 期別資金計画 (2) 開発行為者及び工事施行者 (3) 林地開発行為施行能	(1) 事業の期別計画、全体計画に基づき記載する。 ・主な添付資料 ① 造成工事等の見積書



			<p>力に関する申告</p> <p>(4) 開発行為計画工程表</p>	<p>② 自己資金にあつては、主要取引金融機関の残高証明書、借入金にあつては融資証明書、処分収入を充てる場合にあつては対象物件の評価書等を添付する。</p> <p>(2) 開発行為者・設計者・工事施工者及び各担当者の連絡先を記載する。</p> <p>(3) 資産等の状況欄は、これに代わる直近2ヶ年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すれば記入を要しないが、決算年度が分かる表紙等を添付すること。(決算報告書等全体の添付は不要)</p> <p>・主な添付資料</p> <p>① 登記事項証明書又は住民票</p> <p>② 申請者の印鑑証明書</p> <p>③ 建設業許可の写し</p> <p>④ 各税種別の納税証明書</p> <p>(4) 今期、全体計画についてパーチャートで表示する。</p>
1 1	防災計画	細則第2号付属 様式-5	<p>(1) 切取盛土計画</p> <p>(2) 法面計画</p> <p>(3) 擁壁計画</p> <p>(4) 設計雨量強度</p> <p>(5) 使用した流出係数</p> <p>(6) 洪水調整池又は水路の改修計画</p> <p>① 放流先水路の検討総括表</p> <p>② 洪水調整池計画</p> <p>③ その他防災計画</p>	<p>(1) 切土・盛土に使用する土工基準、土量等について記載する。残土処理、不足土の調達方法等について摘要欄に記入する。</p> <p>(2) 造成に伴い発生する法面の保護計画等について記載する。</p> <p>(3) 設置する擁壁について、箇所ごとに構造及び安全率等を記載する。</p> <p>(4)(5) 水理計算に使用した基準等について記載する。</p> <p>(6)</p> <p>① 開発区域からの排水の放流先についての流下能力の検討結果を記載する。</p> <p>② 洪水調整池を設置する場合に記載する。</p> <p>③ ①で検討した排水放流先の流下能力が不足し、放流先の水路を改修する場合等に記載する。また、その他防災計画があれば記載する。</p>

1 2	水の確保に関する計画	細則第2号付属様式-6	(1) 開発地域における水需給の状況	(1) 開発地域の各種用水等の取水状況及び代替水源の確保の必要がある場合に記載する。
1 3	環境保全計画	細則第2号付属様式-6	(1) 水質汚濁防止計画 (2) 大気汚染防止計画 (3) 騒音防止計画	(1) 排水放流に伴う水質の汚濁防止計画について記載する。 (2) 粉じん・臭気等の発生に伴う大気汚染の防止計画について記載する。 (3) 騒音の発生に伴う防止計画について記載する。
1 4	事業区域の権利関係に関する書類	細則第3号様式	(1) 登記事項証明書（全部事項証明書）※電子申請版でも可 (2) 土地売買契約書の写し (3) 土地賃貸借契約書等の写し (4) 開発行為施行同意書（所有権者）の写し (5) 開発行為施行同意書（所有権以外）の写し (6) 印鑑証明書	(1) 事業区域の土地全てについて添付する。 (2) 買収完了地で登記未了のものについて添付する。 (3) 賃貸借等により、事業区域内の土地を使用する場合に添付する。 (4) 売買、賃貸借契約の未了地及び賃貸借契約書に使用目的が明示されていない場合に添付する。 (5) 所有権以外の権利とは、地上権、地役権、賃借権、抵当権等をいい、関係権利がある場合は同意を得ること。 (6) 開発行為施行同意書について添付すること。（公共機関及び金融機関※については添付不要） ※本手引において、金融機関とは、銀行法（昭和2年法律第21号）第2条第2項第1号の営業を行う者を指す。
1 5	境界確認書の写し	任意様式	事業区域の境界（里道、水路含む）についての確認書の写しを添付する。なお、用地買収に係る書類又は登記承諾書提出時の写しでも可とする。 ・ 国土調査済みの箇所は添付不要 ・ 印鑑証明書は添付不要	
1 6	残置森林等並びに防災施設及び構造物の維持管理に関する誓約書	細則参考様式-1	誓約書の内容に基づき善良に維持管理することで、開発基準の遵守を継続するために作成、提出する。	
1 7	周辺地域への配慮に関する書類	任意様式	関係地方公共団体等（自治会等を含む）との環境の保全に関する協定書や同意書等の写し	

18	設計根拠書類	任意様式  細則参考様式－ 2	(1) 土量計算書  (2) 面積計算書又は求積図  (3) 各種安定計算書 (4) 水理計算書 ① 排水施設計算書  ② 排水放流先水路  ③ 洪水調整池  ④ 改修に係る水路	(1) 原則として、断面図から土量計算を行い添付する。 (2) 面積は地番ごとに、利用目的別面積を算出することとし、少数第四位までとする（五位以下切捨て）。 (3) 擁壁等の安定計算書  ① 設置する排水施設について流出量、流下能力を算定する。 ② 排水放流先ごとに水路の流下能力の検討書 ③ 設置が必要となった場合に、その検討書 ④ 改修が必要となった場合に、その検討書
19	流出土砂貯留施設設計計算表	細則参考様式－ 3	開発行為施行中及び施行後の流出土砂量及び貯留計画についての計算表	施行中、施行後の流出土砂についての貯留計画を記載する。
20	(1) 現況図 (1/5000以上)		① 方位、縮尺 ② 開発区域 ③ 地形 ④ 林況 ⑤ 周辺の状況	② 3の位置図の項を参照 ③ 等高線で表示する ④ 色分けし樹種、林齢を記載する。 【例】 人工林・・・緑色 天然林・・・橙色 ⑤ 人家、公共施設の状況
	(2) 流域現況図 (1/5000以上)		「放流先水路の検討総括表」に使用する図面（開発前と開発後でそれぞれ作成する）	・流域の地形、土地利用状況を記載する。（流出係数別に着色する） ・河川の線形及び位置並びに管理者区分を記載する。 ・流下能力検討各地点（番号）の位置、流域界及び流域面積（流出係数別）を記載する。 ・その他「放流先水路の検討総括表」に必要な事項を記載する。 ・流下能力の断面（寸法）写真を添付する。（幅及び深さが判読可能になるように巻き尺等をあて、検討各地点について作成）
	(3) 土地利用計画図 No1 (1/5000以上)		① 方位、縮尺 ② 事業区域 ③ 造成計画及び設置施	② 3の位置図の項を参照 ③～⑤ 利用目的ごとに色分けし、凡例及び利用目的区域ごとの面積を

		設の位置 ④ 一時利用箇所の位置 ⑤ 残置又は造成する森林及び緑地の位置	記載する。
(4) 土地利用計画図 No2 (1/5000以上)		盛土が生じない土石の採掘及び道路等の線的な開発行為については添付を要しない。 ① 方位、縮尺 ② 事業区域 ③ 切土、盛土、捨土及び法面の施行位置	② 3の位置図の項を参照 ③ 色分けし、凡例及び土工区分ごとの面積のほか、切土・盛土等に係る縦・横断面の測線を記載する。 【例】 切土・・・黄色 盛土・・・桃色 捨土・・・茶色
(5) 法面保護工図 (1/500以上)		標準的及び重要な切土・盛土法面について、その保護の方法を表示する。	
(6) 縦・横断面図 (1/1000以上)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、土量計算を行う測線（位置）において、断面図を作成する。</li> <li>・横断面図には、土地利用計画図No1で区分した利用目的（残置森林等）を旗上げ表示する。</li> <li>・切土、盛土等の領域の色分けについては、土地利用計画図No2と整合させること。</li> <li>・太陽光発電設備を自然斜面に設置する場合については、区域の平均傾斜度が判断できる縦断面図等を作成する。</li> </ul>	
(7) 防災施設平面図 (1/5000以上)		防災施設等（排水施設を含む）について、位置及び工種・番号・数量等を表示する。なお、排水施設については、流水方向を矢印で表記し、最緩の布設（設置）勾配、規格等についても表記する。	
(8) 防災施設構造図 (1/200以上)		防災施設平面図に記した各種構造物（排水施設を含む）について、詳細図を工種・規格別に作成する。なお、えん堤・擁壁・洪水調整池等にあつては、平面・正面・側面図を作成する。	
(9) 集水区域図 (1/5000以上)		防災施設平面図に記した排水施設等に対応する集水区域を流出係数ごとに区分し作成する。（区分ごとの面積も記載）	
(10) 建築物等構造図		設置しようとする建築物等の形状や構造等の概要が確認できる図面を必要に応じ添付する。	
(11) 丈量図 (1/5000以上)		座標求積法等により面積を算定する場合において作成する。	
(12) その他参考図		その他必要な場合において作成する。	
2 1	その他参考となる資料	任意様式	他法令及び公共施設に関する許認可・協定一覧表 ※一覧表に記載した許認可等について、許可書や申請書等の写しを添付する。

## 第2 林地開発許可申請書の様式記載例（細則の様式）

### 目次（例）

順序	図 書 名	添付	摘 要
1	林地開発許可申請書		運用細則第1号様式
2	目次		
3	位置図		
4	区域図		
5	公 図（区域及び隣接地）		
6	現況写真		
7	林地開発計画書		運用細則第2号様式
8	開発行為に係る事業区域の用途別面積		運用細則第2号付属様式-1
9	開発行為をしようとする森林等の所在場所		運用細則第2号付属様式-2
10	資金計画等		運用細則第2号付属様式-3
	開発行為計画工程表		運用細則第2号付属様式-4
11	防災計画		運用細則第2号付属様式-5
12	水の確保に関する計画		運用細則第2号付属様式-6
13	環境保全計画		運用細則第2号付属様式-6
14	事業区域の権利関係に関する書類		
	（1）登記事項証明書（全部事項証明書）		
	（2）土地売買契約書の写し		
	（3）土地賃貸借契約書等の写し		
	（4）開発行為施行同意書（所有権者）の写し		運用細則第3号様式
	（5）開発行為施行同意書（所有権以外）の写し		運用細則第3号様式
	（6）印鑑証明書		
15	境界確認書の写し		
16	残置森林等及び防災施設の維持管理に関する誓約書		運用細則参考様式-1
17	周辺地域への配慮に関する書類		
18	設計根拠書類		
	（1）土量計算書		
	（2）面積計算書又は求積図		
	（3）各種安定計算書		
	（4）水理計算書		
	①排水施設計算書		運用細則参考様式-2
	②排水放流先水路		
	③洪水調整池		
	④改修に係る水路		
19	流出土砂貯留施設設計計算表		運用細則参考様式-3
20	図面関係		
	（1）現況図		
	（2）流域現況図（開発前・開発後）		
	（3）土地利用計画図No.1		
	（3）土地利用計画図No.2		
	（5）法面保護工図		
	（6）縦・横断面図		
	（7）防災施設平面図		
	（8）防災施設構造図		
	（9）集水区域図		
	（10）建築物等構造図		
	（11）丈量図		
	（12）その他参考図		
21	その他参考となる資料		
	他法令及び公共施設に関する許認可・協定一覧表		

※この目次は例示であるため、申請書に添付する書類の内容に合わせて適宜修正すること。

必要な場合は捨印可。

# 林地開発許可申請書

原則、和暦とする。

■■〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事 〇〇 〇〇 殿

登記事項証明書又は住民票の表記と整合させること。

住所 〇〇市〇〇町234番1  
申請者氏名 株式会社△△△△△  
代表取締役 林発 太郎 印  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の所在場所	〇〇市大字治山字樹木1234番地 外1大字1字6筆	3.5521haの場合の筆数を記載。 (合計の筆数から残置森林のみの筆数を引いて算出すること)
開発行為に係る森林の土地の面積	3.5521 ha	・少数第4位止、残置森林の面積は含まない。 ・10ha以上の開発は、森林審議会へ諮問。
開発行為の目的	工場・事業場の設置 (残土処理施設の設置)	工場・事業場の設置だけでなく、具体的な施設内容等まで記載すること。
開発行為の着手予定年月日	許可の日より	
開発行為の完了予定年月日	■■〇〇年〇〇月〇〇日 もしくは 許可の日より〇年後 (〇ヶ月後)	・原則、和暦とする。 ・開発行為計画工程表と整合させること。
開発行為の施行体制	〇〇建設有限会社	
備考		・該当する許認可等の手続き状況を記載すること。 (「別紙〇〇一覧表のとおり」等でも可)

### 注意事項

- 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合は、その手続きの状況を記載する。
- 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。

# 林地開発計画書

(1) 事業の概要	公共事業の建設発生土を主体とした残土処理施設の設置を行うもの。 計画処理容量 V=500,000m <sup>3</sup>				
(2) 用地選定理由	〇〇市全域からのアクセスが良好であり、小規模な谷地形のため、出水量が比較的少なく、降雨等による災害のおそれが低い。また、一定量の残土(盛土)の処理容量が期待できる地形であるため。				
(3) 開発面積	第2号付属様式-1 開発区域に係る事業区域の用途別面積と一致させること。		今 期 計 画	全 体 計 画	
	① 開発行為に係る森林の土地の面積		3.5521 ha	3.5521 ha	
	② 開発行為をしようとする森林の区域の面積		5.4998 ha	5.4998 ha	
	③ 開発行為に係る事業区域の面積		5.6201 ha	5.6201 ha	
(4) 資金計画	資金総額 (千円)	調 達 方 法			
		自己資金	借 入		
	今期計画	321,141	30,641	290,500	
全体計画	321,141	30,641	290,500		
(5) 防災計画	林地開発の許可基準等に則して、開発区域内に排水施設及び調整池（〇箇所）等を設置し、適切に浚渫などの維持管理を行う。 <span style="border: 1px solid red; color: red; padding: 2px;">第2号付属様式-5 防災計画 の内容と整合させること。</span>				
(6) 水の確保に関する計画	当該事業区域内からの水需給の実態はない。 <span style="border: 1px solid red; color: red; padding: 2px;">第2号付属様式-6 水の確保 の内容と整合させること。</span>				
(7) 環境保全計画	水質汚染については、埋立基準に適合した土砂を引き受けるとともに、定期の水質検査を行い異常の有無を確認する。また、排出ガス対策型の重機使用により、大気汚染等への対策を行う。 森林率は35.4%で基準値（25%以上）を確保している。 <span style="border: 1px solid red; color: red; padding: 2px;">第2号付属様式-6 環境保全計画 の内容と整合させること。 ・開発区域に係る事業区域の用途別面積の「森林率」についても記載すること。</span>				
(8) 一時利用計画	特になし <span style="border: 1px solid red; color: red; padding: 2px; margin-top: 10px;">・調達方法の欄の合計が、資金総額の欄と一致すること。 ・第2号付属様式-3 期別資金計画の金額と一致すること。(単位も整合させる)</span>				

**注 意 事 項**

1. (1)、(2)については、当該開発計画について、簡潔に記載すること。
2. (3)の①は開発面積、②森林面積、③農地等を含んだ事業区域面積を記載のこと。
3. (4)については、当該開発計画についての総事業費及び調達方法について記載すること。
4. (5)、(6)、(7)については、開発計画の設計等に当たっての必要項目について記載のこと。
5. (8)については、一時利用後の復旧方法等について記載すること。
6. (3)から(8)の各項目とも、別途根拠資料を添付のこと。

第2号付属様式－1

(1) 開発行為に係る事業区域の用途別面積

(その1)

開発前 開発後	今 期 計 画				
	対 象 森 林 構成比	保安林	農 地	その他	計
道 路					
水 路	0.0055	0.1%			0.0055
洪水調整池・沈砂池	0.1098	2.0%			0.1098
造 成 緑 地	3.0936	56.2%		0.0484	3.1420
この項目は、第2号付属様式－2 開発行為をしようとする森林等の所在場所の「森林面積の内訳」の欄と一致させること。					
残置森林区域を除いた面積で小計を取ること。					
小 計	3.5521	64.6%		0.1203	3.6724
第2号様式 (3)開発面積 ① 開発行為に係る森林の土地の面積と一致させること。					
残 置 森 林	1.9477	35.4%			1.9477
第2号様式 (3)開発面積 ② 開発行為をしようとする森林の区域の面積と一致させること。					
第2号様式 (3)開発面積 ③ 開発行為に係る事業区域の面積と一致させること。					
合 計	5.4998	100.0%		0.1203	5.6201



第2号付属様式-2

(2) 開発行為をしようとする森林等の所在場所

( 森林 森林以外 ) 森林以外の土地がある場合は、「森林」と「森林以外」それぞれで作成すること。

(その1)

整理 番号	所 在 地				面 積 (登記簿) 実 測 (ha)	森 林 面 積 の 内 訳 ( 実 測 )					残 置 森 林	
	大 字	字	地 番	地 目		形 質 変 更						
						道 路	水 路	洪 水 調 整 池	造 成 緑 地	計		
1	治山	樹木	1234	田	(0.1704) 0.0618	0.0085					0.0085	0.0533
2	"	"	1235	山林	(0.1531) 0.1021	0.0202		0.0227	0.0341		0.0770	0.0251
3	"	"	1236	"	(0.0620) 0.0433	0.0050	0.0020	0.0206	0.0037		0.0313	0.0120
4	"	"	1237	"	(0.4799) 0.2823	0.0422	0.0035	0.0426	0.1940		0.2823	
5	"	"	1238	原野	(0.0909) 0.0505				0.0505		0.0505	
6	保全	伐採	1340	山林	(0.1136) 0.0598	0.0108			0.0490		0.0598	
7	"	"	1341	"	(9.7908) 4.8954	0.2565		0.0239	2.7623		3.0427	1.8527
8	"	"	1342	"	(0.0092) 0.0046							0.0046
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>・上段の面積は、登記簿と一致させること。                      ・下段の面積は、「形質変更」と「残置森林」の欄の合計と一致していること。                      (面積計算書や丈量図がある場合は、それらとも一致させること)</p> </div>												
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p><b>【筆数のカウント方法】</b>                      残置森林のみの筆については、申請書(第1号様式)の「開発行為に係る森林の所在場所」の欄にはカウントしない。                      上記の記載例の場合、1342番地(0.0046ha)は、土地の形質の変更を行わない「残置森林のみの筆」のため、                      1234番地 外1大字1字外6筆と記載する。</p> </div>												
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第2号付属様式-1 開発区域に係る事業区域の用途別面積の「対象森林」の欄の合計面積と一致させること。</p> </div>												
合計					(10.8699) 5.4998	0.3432	0.0055	0.1098	3.0936		3.5521	1.9477

第2号付属様式-2

(2) 開発行為をしようとする森林等の所在場所

( 森林 森林以外 ) 森林以外の土地がある場合は、「森林」と「森林以外」それぞれで作成すること。

(その2)

整理番号	森林所有者			登記済みの権利				備考 (関係法令の許可の状況)
	住所	氏名	同意の状況	権利の種類 (抵当権等)	住所	氏名	同意の状況	
1	〇〇市〇〇町234番1	株式会社 △△△△△	自己所有					農地法
2	〃	〃	〃	抵当権	〇〇市〇〇区一丁目56番	〇〇銀行	済	
3	〃	〃	〃					
4	□□市□□町789番	保育 三郎	施行同意					
5	▲▲市▲▲町1000番3	改良 四郎	有					
6	〇〇市〇〇町234番1	株式会社 △△△△△	自己所有	根抵当権	〇〇市〇〇町二丁目10番2	〇〇信用組合	済	
7	〃	〃	〃					
8	□□市□□町789番	保育 三郎	施行同意					

金額の単位を記載すること。

## 1 期別資金計画

単位：千円

期別区分		第1期	第 期	第 期	第 期	計	摘 要
科 目							
支 出	造成費	18,480	科目や金額が、見積書等と整合していること。			18,480	見積書参照 (工事費)
	調査費	4,500				4,500	見積書参照 (地質等)
	準備費	3,900				3,900	予算書参照 (申請書作成)
	埋立管理費	184,800				184,800	予算書参照 (残土受入)
	施設設置費	36,010				36,010	見積書参照 (工事費)
	計	247,690				247,690	
収 入	自己資金	30,641	残高証明書等の金額と一致させること。			30,641	残高証明書
	残土 受入収入	290,500				290,500	別紙参照
			自己資金以外の収入がある場合は、根拠資料を添付すること。 借入金の場合は、融資証明書など。				
	計	321,141	収入 ≥ 支出 となっていること。			321,141	

( 注意事項 )

1. 主な添付資料は次のとおり。

- ①造成工事等の見積書 ②主要取引金融機関の残高証明書（自己資金の場合）  
③融資証明書（借入金の場合） ④対象物件の評価書等（処分収入を充てる場合）

第2号付属様式-3

申請時点で担当者が未定の場合は、未記入で可。

2 開発行為者及び工事施行者

	氏名(法人名)	住所(所在地)	担当者	連絡先	備考
開発行為者	(株)△△△△△	〇〇市〇〇町234番1	管理 五郎	012-345-6789	
設計者	〇〇コンサルタント(株)	〇〇市〇〇町500番4	設計 六郎	987-654-3210	
工事施行者	〇〇建設(有)	〇〇市〇〇区六丁目200番	工事 八郎	000-111-2222	

3 林地開発行為施行能力に関する申告

氏名 (名称及び代表者名)		(株)△△△△△ 代表取締役 林発 太郎		住所 所在地		〇〇市〇〇町234番1	
法令等 による 登録	建設業法 宅地建物取引業法 その他	〇〇県知事許可 (般-5) 第99999号		資本金 主たる取引 金融機関		登記事項証明書、残高証明書等と 整合させること。  0000万円 ◎◎銀行	
資産等の状況		別紙、貸借対照表及び損益計算書のとおり。 ・下記(注意事項)の1のとおり。 ・貸借対照表及び損益計算書を添付する場合、決算報告書全体の添付は不要。					
納 税 額	税区分 年度区分	法人税 又は 所得税	事業税	市町村民税	固定資産税		
	R4年度 (前年度)	200,000	0	60,000	50,000	納税証明書の 金額と一致させる こと。	
	R3年度 (前々年度)	150,000	0	60,000	40,000		
職員数	事務職 3名、技術職 4名、労務職 5名、計 12名						
過去5年間の 開発行為に 関する実績	事業名 (工事名)	場所	許可番号 年月日	事業費	完成年月日		
	土石の採掘	〇〇市〇〇町 大字〇〇	指令森保第2-20号 令和2年5月15日	(千円) 300,000	令和11年3月 予定	・当該地方公共団体の林地開発許可書や林地開発完了確認証明書等から、 許可番号や年月日等を転記する。(その写しも添付) ・完成後の写真(空中写真)等があれば添付すること。	

( 注意事項 )

1. 資産等の状況欄は、これに代わる直近2ヶ年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すれば、記入を要しない。(その場合、決算年度が分かる表紙等を併せて添付する)
2. 主な添付資料は次のとおり。
  - ①登記事項証明書(法人登記簿謄本)又は住民票
  - ②申請者の印鑑証明書
  - ③建設業許可の写し
  - ④各税種別の納税証明書

## 開 発 行 為 計 画 工 程 表

今期計画		着手予定年月日				許可日より				完了予定年月日				許可日より5年後				摘 要
全体計画		着手予定年月日				許可日より				完了予定年月日				許可日より5年後				
年月	1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	1年	2年	3年	4年	5年	1年	2年	3年	4年	5年				
工種																		
準備工																		
排水路設置	防災施設(排水施設・調整池・沈砂地等)の先行設置を許可条件等に定めているため、他の工種に先行した工程となっていること。																	
調整池設置																		
搬入路設置																		
埋立工																		
法面保護工																		
・着手、完了予定年月日は、申請書(第1号様式)と整合させること。 ・運用細則第9の2において、許可を行う期間を定めているため、当該期間内での工期設定とすること。																		

注：横表もしくはA3用紙横でも可。

第2号付属様式-5

1 切取盛土計画

・切土、盛土勾配は、横断図等と一致させること。  
 ・土量は、数量計算書等と一致させること。

区分	土質	勾配	土量	変化率	補正土量	摘要
切土	礫質土	1:1.0	3,000	1.0	3,000	切土は場内で処理
盛土	礫質土	1:1.8	440,000	0.9	488,889	

残土または不足土の処理状況等を記載すること。

2 法面計画

・法高は、最大となる法高を記入すること。また、横断図等と一致させること。  
 ・法面保護の方法は、法面保護工図の記載内容と整合させること。

区分	法高	小段幅/m毎	土質	勾配	法面保護の方法
切土	5.5m	1.0 / 5.0m	礫質土	1:1.0	法面緑化/植生マット
盛土	20.0m	2.0~3.0 / 5.0m	礫質土	1:1.8	法面緑化/種子吹付

小段を設ける場合に記載すること。

3 擁壁計画

・図面及び安定計算書と一致させること。

区分	構造			安全率		標準断面又は安定計算	摘要
	L (m)	H (m)	V or A (m <sup>3</sup> ) (m <sup>2</sup> )	転倒	滑動		
重力式擁壁	7.20	2.00	21.46	2.21	2.96	試行くさび法	計算書添付
ブロック積擁壁	37.60	4.10	126.00			標準断面 (宅地擁壁基準)	

V or Aの欄  
 ・重力式擁壁は、コンクリート量(m3)を記載すること。  
 ・ブロック積、L型擁壁、補強土壁等は、壁面積(m<sup>2</sup>)を記載すること。

注意事項

- 標準断面又は安定計算欄は、使用した方法を記入のこと。なお、標準断面にあつては図面を、安定計算にあつては計算書を添付する。

4 設計雨量強度

・摘要欄は、設計雨量強度の適用地区及び補正值を記載すること。  
 ・単位時間が複数ある場合は、○分~○分と記載すること。

対象施設名	確率年	単位時間	雨量強度	摘要
側溝	10年	10分	125.3mm/hr	県確率降雨強度式 (大分)
調整池	30年	10分	150.9mm/hr	
余水吐	200年	10分	216.2mm/hr	180.2mm/hr(100年確率)×1.2

場内(排水施設等)と場外(河川協議等)で、流出係数を使い分けている場合等は、それぞれを記載すること。

5 使用した流出係数

区分	森林	草地	裸地	
側溝	0.55	0.65	0.95	※林地開発基準(浸透能中)
調整池	0.70	0.60	0.90	※土木事務所基準

第2号付属様式-5

6 洪水調整池又は水路の改修計画

① 放流先水路の検討総括表

水路 又は 河川名	検討 地点 番号	集水面積 (ha)		流出係数別の面積					平均流出係数		開発前	開発後	判定1 【B/A】 ≥1.01	判定2 【Qpc, Q/B】 B>Qpc, Q	水害発生 おそれの有無	洪水調整池 設置の必要性	比流量 【Qpc/a】 m³/S/ha	当該 最小地点 ◎	備考	
		開発前 (a)	開発後	山地	水田	耕地	市街地	裸地	開発前 (1/30) ピーク流量【A】 (Q30)m³/S	開発後 (1/30) ピーク流量【B】 (Q'30)m³/S										現況流下能力 【Qpc又はQ】 m³/S
〇〇川 (暗渠)	①	前	29.100 ha	0.70	( )	0.70	( )	0.60	( )	0.80	( )	0.90	( )	0.697	(当)	0.713	○	0.192		
		後	29.100 ha	0.70	26.700	1.700	0.700	0.700	0.700	0.700	5.800	0.900	0.700	0.736	累	0.713	○	0.192		
〇〇川 (開渠)	②	前	46.000 ha	0.70	( )	1.200	1.700	1.700	1.100	1.100	9.400	( )	0.699	(当)	0.702	○	0.187		ネック箇所	
		後	46.000 ha	0.70	32.600	1.200	1.700	1.700	1.100	1.100	9.400	9.400	0.740	累	0.702	○	0.187		◎	
●●川 (前回検討 地点)	③	前	81.300 ha	0.70	( )	4.900	1.700	1.900	1.900	1.900	16.600	16.600	0.700	(当)	1.779		0.450			
		後	81.300 ha	0.70	63.400	4.900	1.700	1.900	1.900	1.900	16.600	16.600	0.723	累	1.779		0.450			
●●川 (無名橋)	④	前	366.000 ha	0.70	( )	32.600	5.900	6.200	6.200	21.800	21.800	21.800	0.703	(当)	1.082		0.252			
		後	366.000 ha	0.70	301.500	32.600	5.900	6.200	6.200	21.800	21.800	21.800	0.708	累	1.082		0.252			
●●川 (〇〇橋)	⑤	前	411.500 ha	0.70	( )	39.400	6.200	6.200	6.200	21.800	21.800	21.800	0.704	(当)	0.977	○	0.222			
		後	411.500 ha	0.70	334.700	39.400	6.200	6.200	6.200	21.800	21.800	21.800	0.708	累	0.977	○	0.222			

判定で1.0未満(開発後のピーク流量よりも現況流下能力が小さい箇所)となる箇所のうち、最も比流量が小さい箇所をネック箇所を選定する。

「設計根拠書類」の水理計算書の排水放流先水路に関する計算書の内容と一致させること。

注1) 集水面積及び流出係数別の面積欄の( )書きについては当該区域分、積書きについては累計の全面積とする。  
 注2) 面積、流量等については、小数点以下第4位を四捨五入第3位止めとする。  
 注3) 便宜上、開発前と開発後での表記(様式)としているが、開発中及び開発後のピーク流量により、1%以上の流量増加地点を選定するため、必ずしも「開発後」とはならないことに留意する。

第2号付属様式－5

② 洪水調整池計画

防災施設構造図や調整池計算書の内容と一致させること。

調整池番号		1	2	3	4	5	
堰堤の構造	種別		堰堤の種別は、「コンクリート」や「ダブルウォール」などを記載すること。				
	L (m)						
	H (m)						
	V (m <sup>3</sup> )						
許容放流量 (m <sup>3</sup> /s)		2.0900					
放流量 (m <sup>3</sup> /s)		1.9980					
有効調節量 (m <sup>3</sup> /s)		2,449.32					
必要調節容量 (m <sup>3</sup> /s)		2,231.69					
堆砂量 (m <sup>3</sup> )		432.59					
オリフィスの寸法 (m)	H×W		矩形断面の場合は、H×Wを記載すること。				
	φ	0.900					
H. H. W. L (m)		226.900					
H. W. L (m)		226.400					
L. W. L (m)		224.400					
余裕高 (m)		0.600					
余水吐	越流幅 (m)	10.000					
	越流水深 (m)	0.470					
	越流流量 (m <sup>3</sup> /s)	5.629					
放流施設	放流能力 (m <sup>3</sup> /s)	6.583					
	放流管径 (m)	H×W		矩形断面の場合は、H×Wを記載すること。			
		φ	0.900				
放流管勾配 (%)		2.44					

③ その他防災計画

施設の名称	仕様・規格等	数量	摘要
表面排水処理用側溝	U300～U600	500.0m	
暗渠排水管	φ300	365.0m	シングル管
沈砂池①	掘込式 439.4m <sup>3</sup> (H=1.5)	1基	
沈砂池①	掘込式 433.5m <sup>3</sup> (H=2.0)	1基	
三面水路	1000×1000	24.5m	調整池下流
ボックスカルバート	1500×1500	12.0m	調整池下流
<p>・洪水調整池以外の「排水施設」や「沈砂池等」について、記載すること。                  ・別途、数量計算書等で取りまとめられている場合は、「別紙〇〇のとおり」としてもよい。</p>			



1. 水の確保に関する計画

開発区域内及びその周辺において、取水施設や溜池等があり、生活用水や農業用水等の水利用の支障の有無等について記載すること。

(1) 開発地域における水需給の状況

用水の種類	需給対象	水利権者	同意の状況	代替水源の必要性	摘要
該当なし					

(2) 代替水源計画

上記(1)で、代替水源の必要性が有りとされている場合は、タンクやポンプ等の給水施設の能力等について記載すること。

水源の種類	数量	給水（かんがい）能力	摘要
該当なし			

2. 環境保全計画

(1) 水質汚濁防止計画

上記1の水利権者や河川管理者のほか、水利や濁水に関する利害関係者について記載すること。

排水の種類	放流先	管理者	同意の状況	処理施設	摘要
雨水	〇〇川	〇〇県	協議済	洪水調整池・沈砂池	協議録添付
雨水	▲▲川	▲▲市	協議済	沈砂池	協議録添付
雨水	既設水路	□□地区	同意書	洪水調整池・沈砂池	同意書添付

(2) 大気汚染防止計画

排気ガスや粉塵等の対策に関する事項について記載すること。

排出物の種類	防止施設	摘要
排気ガス	排ガス対策型重機の使用、点検整備記録の確認	
粉塵	散水車の使用	

(3) 騒音防止計画

騒音の対策に関する事項について記載すること。

発生施設	防止施設	摘要
バックハウ	低騒音型の機種使用	
ダンプトラック	徐行看板等の設置（人家付近）	



必要な場合は捺印可。

# 開 発 行 為 施 行 同 意 書

1. 開発行為者 ○○市○○町234番1  
株式会社△△△△△  
代表取締役 林発 太郎

2. 開発行為の目的 工場・事業場の設置（残土処理施設の設置）

上記の開発行為について、次の土地を使用されることについては、異議なく同意します。

使用される土地の所在場所

開発行為者、開発行為の目的は、申請書(第1号様式)と整合させること。

市町村	大字	字	地番	地目及び 権利の種類	同 意			権利者の氏名・住所	印
					年	月	日		
○○市	治山	樹木	1237	山林 所有権	R5	6	7	□□市□□町789番 保育 三郎	
<p>・本同意書について、県知事への提出分は写しとする。(原本は開発行為者が保管) ・同意を得た権利者の印鑑証明書(原本)を添付すること。</p>									

## 注意事項

1. 権利の種類欄は、所有権、地上権、抵当権等について記載のこと。
2. 所有権者と所有権以外の権利者は別様とすること。



必要な場合は捺印可。

## 残置森林等並びに防災施設及び構造物の 維持管理に関する誓約書

原則、和暦とする。

■■■■年〇〇月〇〇日

大分県知事     〇〇   〇〇     殿

・申請者の場合は、申請書(第1号様式)と整合させること。  
・開発行為者の場合は、登記事項証明書又は住民票の表記と整合させること。

申請者又は      住   所      〇〇市〇〇町234番1  
開発行為者      氏   名      株式会社△△△△△

代表取締役      林 発   太郎      印

森林所有者が複数の場合は、  
森林所有者ごとに作成すること。

登記事項証明書又は住民票の表記と整合させること。

森林所有者      住   所      □□市□□町789番  
氏   名      保 育   次郎      印

次の残置森林等並びに防災施設及び構造物について、下記のとおり維持することを誓約します。

1. 開発行為に係る森林の所在場所

申請書(第1号様式)と整合させること。

〇〇市大字治山字樹木1234番地 外1大字1字6筆

2. 開発をしようとする区域及び面積

林地開発計画書(第2号様式)の  
事業区域面積(全面積)と一致させること。

別紙(〇〇図)のとおり      5.6201     (ha)

3. 残置森林等の区域及び面積

第2号付属様式-2  
開発行為をしようとする森林等の所在場所の  
残置森林の面積(全面積)と一致させること。

別紙(〇〇図)のとおり      1.9477     (ha)

4. 防災施設及び構造物の種類、数量及び位置

本誓約書に図面を添付せず、「別図のとおり」とする場合は、  
申請書中のどの図面を指しているかを具体的に記載すること。  
※単に「別図のとおり」としないこと。

別紙(〇〇図)のとおり

施 設 等 の 種 類	規 格	単 位	数 量	備 考
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">                     防災施設及び構造物の種類、数量及び位置が別図で確認できる場合は、 記載を省略できる。 その場合、申請書中のどの図面を指しているかを具体的に記述すること。                 </div>				

## 記

### (残置森林等の保存)

1. 残置森林等は他の目的には一切転用しません。

### (地域森林計画の遵守)

2. 残置森林等は、地域森林計画に即して施業を行います。

### (改植、補植及び再造林の実施)

3. 残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽するとともに、残置・造成森林において災害等で被害を受け、健全な生育ができなくなった場合には、ただちに再造林を行います。

### (保育の実施)

4. 造成森林・緑地については、活着するまでの間、散水等の措置を講じ、残置森林等については、下刈、つる切り、枝打ち、除伐、間伐、病虫害の防除等必要に応じて適切な保育作業を行います。

### (立木の伐採)

5. 残置森林等の立木を伐採する場合は、森林法第10条の8の規定により、伐採及び伐採後の造林の届出書を提出します。

### (防災施設及び構造物の維持管理)

6. 防災施設及び構造物の維持管理については、責任をもって日常の巡視を行うとともに災害等が発生しないよう機能維持に留意し、破損したときは速やかに修復し、当初の安全度を確保します。

### (誓約書の承継)

7. 残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

排水施設計算表 (8割水深)

水路 番号	集水面積 (ha)	集水区域の流出係数区分				雨水流出量 (Q1=m <sup>3</sup> /sec)	排水施設流量 (Q2=m <sup>3</sup> /sec)	備考
		追加 面積 (ha)	林地 (ha)	草地 (ha)	耕地 (ha)			
1	0.4860	0.3730	0.70		0.1130	$1/360 \times f \times r \times A$ A = 0.4860 ha f = 0.747 r = 125.3 mm/hr Q1 = 0.1264 m <sup>3</sup> /sec	$a \times V (=1/n \times R^{(2/3)} \times I^{(1/2)})$ (管直径) 開渠径(m) 上幅 0.40 下幅 0.40 高さ n = 0.013 1/n = 76.9231 R = a/p = 0.1231 R <sup>(2/3)</sup> = 0.2475 I = 0.50 % I <sup>(1/2)</sup> = 0.0707	管渠・開渠の製品種別 コンクリート側溝 水深 0.8 安全率 ( 1.36 )
		0.3730			0.1130			
		3.4680			4.3120			
2	7.7800					A = 7.7800 ha f = 0.811 r = 125.3 mm/hr Q1 = 2.1961 m <sup>3</sup> /sec	(管直径) 開渠径(m) 上幅 下幅 高さ n = 0.013 1/n = 76.9231 R = a/p = 0.3042 R <sup>(2/3)</sup> = 0.4523 I = 1.00 % I <sup>(1/2)</sup> = 0.1000	管渠・開渠の製品種別 ヒューム管 水深 0.8 安全率 ( 1.06 )
3					4.3120	A = ha f = mm/hr r = mm/hr Q1 = m <sup>3</sup> /sec	(管直径) 開渠径(m) 上幅 下幅 高さ n = 1/n = R = a/p = R <sup>(2/3)</sup> = I = % I <sup>(1/2)</sup> =	管渠・開渠の製品種別 水深 安全率 ( )
4						A = ha f = mm/hr r = mm/hr Q1 = m <sup>3</sup> /sec	(管直径) 開渠径(m) 上幅 下幅 高さ n = 1/n = R = a/p = R <sup>(2/3)</sup> = I = % I <sup>(1/2)</sup> =	管渠・開渠の製品種別 水深 安全率 ( )
5						A = ha f = mm/hr r = mm/hr Q1 = m <sup>3</sup> /sec	(管直径) 開渠径(m) 上幅 下幅 高さ n = 1/n = R = a/p = R <sup>(2/3)</sup> = I = % I <sup>(1/2)</sup> =	管渠・開渠の製品種別 水深 安全率 ( )

注) 本計算表は8割水深による計算を行っているため、安全率は1.0以上とする。

排水施設計算表 (満流)

水路 番号	集水面積 (ha)	集水区域の流出係数区分				雨水流出量 (Q1=m <sup>3</sup> /sec)	排水施設流量 (Q2=m <sup>3</sup> /sec)	備考
		追加 面積 (ha)	林地 (ha)	草地 (ha)	耕地 (ha)			
1	0.4860	0.3730	0.70		0.1130	$1/360 \times f \times r \times A$ A = 0.4860 ha f = 0.747 r = 125.3 mm/hr Q1 = 0.1264 m <sup>3</sup> /sec	$a \times V (= 1/n \times R^{(2/3)} \times I^{(1/2)})$ (管直径) 開渠径(m) 上幅 0.30 下幅 0.30 高さ n = 0.013 1/n = 76.9231 R = a/p = 0.1000 R <sup>(2/3)</sup> = 0.2154 I = 1.20 % I <sup>(1/2)</sup> = 0.1095	管渠・開渠の製品種別 コンクリート側溝 水深 1.0 安全率 ( 1.29 )
		0.3730	3.4680		4.3120			
2	7.7800				0.1130	A = 7.7800 ha f = 0.811 r = 125.3 mm/hr Q1 = 2.1961 m <sup>3</sup> /sec	(管直径) 開渠径(m) 上幅 下幅 高さ n = 0.013 1/n = 76.9231 R = a/p = 0.3630 R <sup>(2/3)</sup> = 0.5089 I = 0.80 % I <sup>(1/2)</sup> = 0.0894	管渠・開渠の製品種別 ヒューム管 水深 1.0 安全率 ( 1.28 )
					4.3120			
3						A = ha f = mm/hr r = m <sup>3</sup> /sec Q1 =	(管直径) 開渠径(m) 上幅 下幅 高さ n = 1/n = R = a/p = R <sup>(2/3)</sup> = I = % I <sup>(1/2)</sup> =	管渠・開渠の製品種別 水深 安全率 ( )
4						A = ha f = mm/hr r = m <sup>3</sup> /sec Q1 =	(管直径) 開渠径(m) 上幅 下幅 高さ n = 1/n = R = a/p = R <sup>(2/3)</sup> = I = % I <sup>(1/2)</sup> =	管渠・開渠の製品種別 水深 安全率 ( )
5						A = ha f = mm/hr r = m <sup>3</sup> /sec Q1 =	(管直径) 開渠径(m) 上幅 下幅 高さ n = 1/n = R = a/p = R <sup>(2/3)</sup> = I = % I <sup>(1/2)</sup> =	管渠・開渠の製品種別 水深 安全率 ( )

注) 本計算表は満流による計算を行っているため、安全率は1.2以上とする。

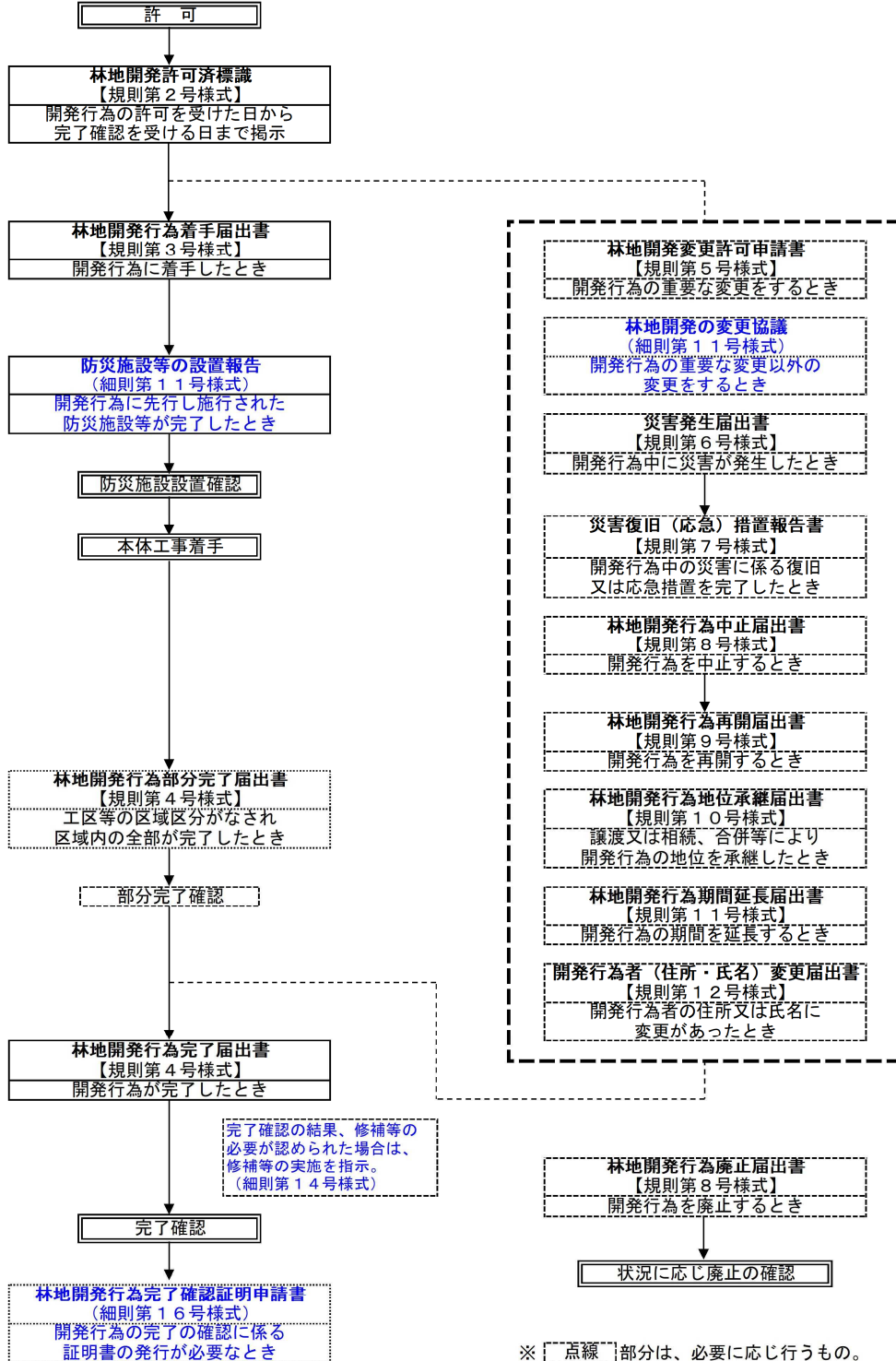
流出土砂貯留施設設計計算表

貯留施設記号	区分	集水区域の状況				流出土砂量								種類	構造 W×L×H (m)	貯砂量 (m³)	安全率	浚渫計画						
		集水面積 (ha)	利用区分			裸地				草地(耕地含む)									計 (m³)					
			裸地 (ha)	耕地 (ha)	草地 (ha)	林分 (ha)	ha当たり 流出土砂量 (m³/年)	期間 (年)	土砂量 (m³)	ha当たり 流出土砂量 (m³/年)	期間 (年)	土砂量 (m³)	林地											
													ha当たり 流出土砂量 (m³/年)							期間 (年)	土砂量 (m³)	ha当たり 流出土砂量 (m³/年)	期間 (年)	土砂量 (m³)
	開発中	9.78	4.31	1.00	1.00	3.47		300	0.34	439.62	15	0.34	10.20	1	0.34	1.18	451.00	沈砂池	30×15×1.5	675.00	1.50	4ヶ月/1回の浚渫を行う		
	開発後	9.78		1.00	5.31	3.47				0.00	15	5.00	473.25	1	5.00	17.35	490.60	沈砂池	30×15×1.5	675.00	1.38	5年/1回の浚渫を行う		

## 第4章 許可後の各種手続き等

### 第1 許可から完了までの流れ

林地開発の許可を受けてから完了までの流れは、おおむね次のとおりとなっていますので、遅滞のないよう必要な手続きを行ってください。



※ [点線]部分は、必要に応じ行うもの。

注：【規則】は、大分県林地開発許可制度実施規則、(細則)は、大分県林地開発許可制度運用細則の略。



## 第2 開発行為の計画変更（細則第12）

### 1 重要な変更について

次の各号に掲げる内容に該当する計画変更（以下「重要な変更」という。）を行う場合は、変更許可申請（規則第5号様式ほか）の手続きが必要となります。

- 一 開発目的を変更する場合
- 二 開発計画（工区・流域等又は重要な防災施設等）を著しく変更する場合
- 三 開発区域の面積が1ha以上増加する場合

なお、開発区域にかかる面積の増減を合算した合計が1ha未満の場合であっても、新たに残置森林区域等の開発区域以外を1ha以上開発する場合は、これに該当するものとする。

### 2 重要な変更以外の変更について

1項の重要な変更に該当しない「軽微な変更」を行う場合は、指示・承諾・協議書（細則第11号様式）により、変更協議等の手続きを行ってください。

なお、許可期間のみの延長については、林地開発行為期間延長届出書（規則第11号様式）により行うものとします。

## 第3 開発行為の完了の確認（細則第13）

林地開発行為の全部又は一部が完了したときは、林地開発行為完了（部分完了）届出書（規則第4号様式）を知事に提出し、その確認を受けてください。

なお、防災施設設置確認にあつては、指示・承諾・協議書（細則第11号様式）により行うこととします。

### 1 完了の確認は、次の各号のとおりに区分します。

- 一 完了確認は、開発区域の全体が完了した場合とする（以下「完了確認」という。）。

また、施行から効果を発揮するまでに時間を要する緑化等の措置については、法面緑化の生育判定基準（土木工事共通仕様書【大分県土木建築部・大分県農林水産部】）等により、経過観察を行ったうえで完了の確認を行うことができるものとする。

- 二 部分完了確認は、開発区域があらかじめ道路や流域等で工区等の区域区分がなされており、その工区等の区域内の全部が完了した場合とする（以下「部分完了確認」という。）。

なお、緑化等の経過観察を行う場合は、緑化等の措置を除いた部分完了確認により完了の確認を行うものとする。

- 三 防災施設設置確認は、開発行為に先行し施行された防災施設等が完了した場合とする（以下「防災施設設置確認」という。）。

なお、各工区等の区域内における造成等については、防災施設設置確認が終了しなければ、次の工程に進むことはできません。

- 2 1項の一号に規定する「完了確認」及び同項の二号に規定する「部分完了確認」に係る証明書の交付が必要な場合は、林地開発行為完了確認証明申請書（細則第16号様式）により申請してください。

#### 第4 許可後の手続きに必要な書類等

林地開発の許可を受けた場合は、規則に基づき、下表に掲げる書類の提出が必要です。詳細については、管轄する各振興局（農山（漁）村振興部）に確認してください。

発生事実	提出書類	規則	様式	提出上の留意事項及び添付書類
開発行為の許可	許可済標識の設置	第6条	第2号	①許可日から完了確認日まで現地の見やすい場所に掲示
開発行為の着手	林地開発行為着手届出書	第7条	第3号	①開発行為仕様書 ②開発行為計画工程表 ③許可済標識の設置状況写真 ④その他知事が必要と認めるもの
開発行為の完了	林地開発行為完了（部分完了）届出書	第8条	第4号	①開発行為完成図（土地利用計画図を基に作成） ※面積等は実績値により記入すること。 ②開発区域の全景及び防災施設等の完成写真（全景は着手前の写真も添付） ③開発行為施行途中における記録写真 ※フェンス等の許可要件に影響を与えない工種は除く。 ④細則第2号付属様式－1（開発行為に係る事業区域の用途別面積）※申請と実績の赤黒2段書きとする。 ⑤細則第2号付属様式－5のうち、申請と実績で数量等に差異があった場合、下記の様式について、実績数量の赤書き版を添付する。（数量等に差異がない場合は添付不要） 1 切取盛土計画 2 法面計画 3 擁壁計画 6－② 洪水調整池計画 6－③ その他防災計画
開発行為の計画変更	林地開発変更許可申請書	第10条	第5号	①開発目的の変更 ②開発計画（重要な防災施設等）の著しい変更 ③開発区域面積の1ha以上の増加など
災害の発生	災害発生届出書  ※災害発生後は、その規模等に係わらず、FAXやメール等で直ちに報告し、右記の添付書類は、揃い次第、提出すること。	第11条	第6号	①災害発生（被災）状況写真（全景、原頭部、流下部等） ②復旧（応急）措置計画書及び措置計画図並びに工程表等 ③開発地の下流の施設（道路、建物等）が被災した場合は、当該施設の管理者（所有者）等との復旧等に係る協議簿等の写し。また、他法令が関係する場合は、その手続き状況が分かる書類

災害の復旧(応急)措置	災害復旧(応急)措置報告書	第11条	第7号	①復旧状況写真(全景、原頭部、流下部等) ②復旧(応急)措置実績図等
開発行為の中止又は廃止	林地開発行為(中止・廃止)届出書	第12条	第8号	①開発対象区域の現況写真 ②当該土地の保安及び災害防止等に関する計画書又は実績書 ③廃止後における当該土地の利用計画書
開発行為の再開	林地開発行為再開届出書	第12条	第9号	①開発行為を再開することが可能であることを証する書類
開発行為の地位の承継	林地開発行為地位承継届出書	第13条	第10号	①開発行為に係る事業の譲渡若しくは相続又は法人の合併等があったことを証する書類 ②資金計画書、施行能力を示す書類
開発行為の期間の延長	林地開発行為期間延長届出書	第14条	第11号	①進捗状況を示す書類(土量集計表や横断図等の図面又は事業費内訳表等の根拠資料) ②現況写真(進捗状況が分かるもの) ③延長後の変更工程表(実績入り) ④必要に応じ、延長理由を証する書類
開発行為者の住所・氏名の変更	開発行為者(住所・氏名)変更届出書	第15条	第12号	①法人は登記事項証明書等、個人は住民票等

第5 許可後の提出書類等の様式記載例（規則及び細則の様式）

第2号様式（第6条関係）

90センチメートル以上	
林地開発許可済	
許可年月日及び許可番号	■■〇〇年〇〇月〇〇日 大分県指令森保第◎-◎号
開発行為者	住所 〇〇市〇〇町234番1
	氏名 株式会社△△△△△ 代表取締役 林発太郎 (電話 012-345-6789)
工事施行者	住所 〇〇市〇〇区六丁目300番
	氏名 〇〇建設有限会社 代表取締役 ●●●●● (電話 000-111-2222)
	現場管理者 〇〇建設有限会社 工事 八郎 (電話 123-456-7890)
開発行為に係る森林の所在場所	〇〇市大字治山字樹木1234番地 外1大字1字6筆
開発行為に係る森林の土地の面積	3.5521ha
開発行為の目的	工場・事業場の設置（残土処理施設の設置）
開発行為の期間	■■〇〇年〇〇月〇〇日から ■■〇〇年〇〇月〇〇日まで
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 0; right: 0; border-bottom: 1px dashed black;"></div> <div style="position: absolute; bottom: 0; left: 0; right: 0; border-top: 1px dashed black;"></div> </div>	

60センチメートル以上

120センチメートル以上

## 林地開発行為着手届出書

原則、和暦とする。

開発行為の着手後、遅滞なく届け出る(提出する)こと。

■■〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事    〇〇   〇〇   殿

許可を受けた者を届出者とする。地位承継や開発行為者の変更を行った場合は、変更後の者を届出者とする。

住   所    〇〇市〇〇町234番1  
氏   名    株式会社△△△△△  
                 代表取締役    林   発   太   郎

許可申請書の記載内容と整合させること。

開発行為に着手したので、大分県林地開発許可制度実施規則第7条の規定により届け出ます。

変更許可を受けている場合は、直近の変更許可年月日及び許可番号を記載すること。

許可年月日及び 許 可 番 号	■■〇〇年〇〇月〇〇日    大分県指令森保第◎-◎号	
開発行為に係る 森林の所在場所	〇〇市大字治山字樹木1234番地    外1大字1字6筆	
開発行為に係る 森林の土地の面積	3.5521 ha	
開発行為の目的	工場・事業場の設置（残土処理施設の設置） <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">許可標識の設置を含め、現場作業に着手した日を記載すること。</span>	
開発行為着手年月日	■■〇〇年〇〇月〇〇日	
工事 施 行 者	工事を主体的に施行する事業者名（元請）を記載すること。	
	住            所	〇〇市〇〇区六丁目300番
	氏            名	〇〇建設有限会社    代表取締役    ●●   ●●
	連 絡 場 所	電 話            000-111-2222
現 場 管 理 者	住            所	〇〇市大字治山1200番地
	氏            名	工事   八 郎
	連 絡 場 所	〇〇建設有限会社    現場事務所 電 話            123-456-7890

極力、緊急時等も速やかに連絡が取れる連絡先とすること。

添付書類    工事を主体的に管理する現場担当者を記載すること。（元請業者以外もあり得る）

- 1 開発行為仕様書
- 2 開発行為に係る計画工程表
- 3 林地開発許可済標識の設置状況を明らかにした写真
- 4 開発行為又は開発行為に係る事業の実施についての他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を受けていることを証する書類
- 5 開発行為者に開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類
- 6 開発行為の施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類

注    ただし、添付書類4から6までの書類を添付して林地開発許可申請書又は林地開発変更許可申請書を提出したときは、これに添付した当該書類を重ねて提出することを要しない。

## 林地開発行為部分完了届出書

・部分完了に係る「完了確認」を希望する場合は、部分完了後、遅滞なく届け出る(提出する)こと。  
 ・部分完了の考え方については、下記注意事項の1を参照。

原則、和暦とする。

■■■■年〇〇月〇〇日

大分県知事    〇〇   〇〇   殿

届出者の考え方は着手届と同様。

住   所    〇〇市〇〇町234番1  
 氏   名    株式会社△△△△△  
                  代表取締役   林 発   太郎

変更許可を受けている場合は、直近の変更許可年月日及び許可番号を記載すること。

開発行為（『■■■■年〇〇月〇〇日 大分県指令森保第◎-◎号）が部分完了したので、大分県林地開発許可制度実施規則第8条の規定により届け出ます。

部分完了に係る現場作業が完了した日を記載すること。

開発行為に係る森林の所在場所	〇〇市大字治山字樹木1234番地 外1大字1字6筆		
開発行為に係る森林の土地の面積	3.5521 ha	(1.7761 ha)	
開発行為の目的	工場・事業場の設置（残土処理施設の設置）		
開発行為 部分完了年月日	■■■■年〇〇月〇〇日		
工事 施 行 者	住   所	〇〇市〇〇区六丁目300番	
	氏   名	〇〇建設有限会社 代表取締役   ●●   ●●	

添付書類

- 1 開発行為完成図及び開発行為完成写真
- 2 開発行為施行途中における記録写真

部分完了の場合は、当該部分の完了確認に必要な範囲の書類とする。

注意事項

1. 林地開発行為にかかる部分完了届の提出に当たっては、許可（変更許可）申請時において、開発区域があらかじめ道路や流域（集水区域）等で工区等の区域区分がなされており、分割完了確認をする部分はその工区等の区域内の全部であること。併せて、部分完了の場合は「開発行為に係る森林の土地の面積」の（ ）内に、当該工区等に係る開発面積を記入すること。
2. 開発行為に係る許可年月日及び許可番号は、変更許可を受けている場合は、当初許可並びに変更許可のうち、直近の許可年月日及び許可番号を記入すること。
3. 「開発行為に係る森林の所在場所」及び「開発行為に係る森林の土地の面積」は、許可時（下段）と完成時（上段）を2段書きで記入すること。

## 林地開発行為完了届出書

原則、和暦とする。

開発行為の完了後、遅滞なく届け出る（提出する）こと。

■■■■年〇〇月〇〇日

大分県知事    〇〇   〇〇   殿

届出者の考え方は着手届と同様。

住   所    〇〇市〇〇町234番1  
氏   名    株式会社△△△△△  
                 代表取締役   林発   太郎

変更許可を受けている場合は、直近の変更許可年月日及び許可番号を記載すること。

開発行為（『■■■■年〇〇月〇〇日 大分県指令森保第◎-◎号）が完了したので、大分県林地開発許可制度実施規則第8条の規定により届け出ます。

全ての現場作業が完了した日を記載すること。完了した日とは、構造物の規格等に瑕疵がなく、手直しの必要がない状態になった日をいう。

開発行為に係る森林の所在場所	〇〇市大字治山字樹木1234番地 外1大字1字8筆 〇〇市大字治山字樹木1234番地 外1大字1字6筆	
開発行為に係る森林の土地の面積	3.7890 ha 3.5521 ha	
開発行為の目的	工場・事業場の設置（残土処理施設の設置）	
開発行為完了年月日	■■■■年〇〇月〇〇日	
工事施行者	住   所	〇〇市〇〇区六丁目300番
	氏   名	〇〇建設有限会社 代表取締役   ●●● ●●●

下段は、許可申請書又は直近の変更許可申請書の内容と整合させること。

添付書類

- 1 開発行為完成図及び開発行為完成写真
- 2 開発行為施行途中における記録写真

注意事項

部分完了に係る完了確認において、当該部分の記録写真を提出済みの場合は省略できる。

1. 林地開発行為にかかる部分完了届の提出に当たっては、許可（変更許可）申請時において、開発区域があらかじめ道路や流域（集水区域）等で工区等の区域区分がなされており、分割完了確認をする部分はその工区等の区域内の全部であること。併せて、部分完了の場合は「開発行為に係る森林の土地の面積」の（ ）内に、当該工区等に係る開発面積を記入すること。
2. 開発行為に係る許可年月日及び許可番号は、変更許可を受けている場合は、当初許可並びに変更許可のうち、直近の許可年月日及び許可番号を記入すること。
3. 「開発行為に係る森林の所在場所」及び「開発行為に係る森林の土地の面積」は、許可時（下段）と完成時（上段）を2段書きで記入すること。



必要な場合は捺印可。

# 林地開発変更許可申請書

原則、和暦とする。

■■■■年〇〇月〇〇日

大分県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者 登記事項証明書又は住民票の表記と整合させること。  
 住 所 〇〇市〇〇町234番1  
 氏 名 株式会社△△△△△  
 代表取締役 林発 太郎 印

上段は、許可申請書又は直近の変更許可申請書の内容と整合させること。

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので、申請します。

変更許可を受けている場合は、直近の変更許可年月日及び許可番号を記載すること。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	■■■■年〇〇月〇〇日 大分県指令森保第◎-◎号
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	〇〇市大字治山字樹木1234番地 外1大字1字6筆 〇〇市大字治山字樹木1234番地 外1大字3字15筆
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	3.5521 ha 5.6780 ha
開 発 行 為 の 目 的	工場・事業場の設置（残土処理施設の設置） 工場・事業場の設置（残土処理施設の設置）、土石等の採掘
変 更 事 項	<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">現許可内容のうち、変更を行う主要な事項を記載すること。</span> 事業区域の拡張に伴う各種施設の新設及び開発面積の増
変 更 理 由	林地開発許可済み区域の隣接地において、新たに土石等の採掘を行うため。
備 考	

## 注意事項

- 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 開発行為を行うことについての行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況を記載すること。
- 変更事項は、変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。



# 災害発生届出書

原則、和暦とする。

災害発生後、直ちに届け出る(提出する)こと。

■■〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事    〇〇   〇〇   殿

届出者の考え方は着手届と同様。

住 所    〇〇市〇〇町234番1  
氏 名    株式会社△△△△△  
          代表取締役    林 発   太郎

■■〇〇年〇〇月〇〇日付け指令森保第◎-◎号で許可された開発行為に起因する災害が発生したので、大分県林地開発許可制度実施規則第11条の規定により届け出ます。

災害発生年月日	■■〇〇年〇〇月〇〇日
災害発生区域	横断測線No. 〇付近の盛土法面 (GH〇〇付近) <i>極力、許可申請書に添付の図面で位置が確認できる記載にすること。</i>
災害発生原因	梅雨前線豪雨に伴う流水と土砂流入により、〇〇付近の横断暗渠が閉塞し、溢水が盛土部に流れ込んだため。
被災状況	盛土法面の崩壊と崩壊土砂の下方への流出
復旧(応急)措置の内容	(応急措置) 大型土のう設置〇〇袋、仮設排水管〇〇m (復旧措置) 盛土復旧〇〇m <sup>3</sup> 、盛土法面復旧〇〇m <sup>2</sup> 小段排水溝復旧〇〇m、流出土砂の撤去〇〇m <sup>3</sup>
復旧(応急)措置完了予定年月日	(応急措置) ■■〇〇年〇〇月〇〇日 (復旧措置) ■■〇〇年〇〇月〇〇日

注意事項

- 「許可年月日及び許可番号」は、変更許可を受けている場合は、直近の許可年月日及び許可番号を記入すること。
- 災害発生(被災)の状況が分かる写真(全景、原頭部、流下部等)を添付すること。
- 「復旧(応急)措置の内容」は、応急措置の内容も含めて記載することとし、併せて、復旧(応急)措置計画図及び同工程表等を添付すること。
- 当該災害により、開発地の下流にある施設(道路、建物等)が被災した場合は、被災の程度(人的被害等)を速やかに報告するとともに、当該施設の管理者(所有者)等との復旧等に係る協議簿等の写し、また、他法令が関係する場合は、その手続き状況等が分かる書類を添付すること。
- 本届出書は、災害発生後、FAXやメール等で直ちに報告することとし、上記2~4の添付書類は、揃い次第、速やかに提出すること。

## 災害復旧措置報告書

原則、和暦とする。

復旧措置の完了後、速やかに報告（提出）すること。

■■■■年〇〇月〇〇日

大分県知事    〇〇   〇〇   殿

届出者の考え方は着手届と同様。

住 所    〇〇市〇〇町234番1  
氏 名    株式会社△△△△△  
          代表取締役    林 発   太郎

災害発生届出書の日付と整合させること。

■■■■年〇〇月〇〇日付けで届け出た災害に係る復旧措置を完了したので、大分県林地開発許可制度実施規則第11条の規定により報告します。

災 害 発 生 年 月 日	■■■■年〇〇月〇〇日
災 害 の 内 容	盛土法面の崩壊と崩壊土砂の下方への流出
災 害 の 原 因	〇月〇日の梅雨前線豪雨
復 旧 措 置 の 内 容	盛土復旧〇〇m <sup>3</sup> m、盛土法面復旧〇〇m <sup>2</sup> 小段排水溝復旧〇〇m、流出土砂の撤去〇〇m <sup>3</sup>
復 旧 措 置 完 了 年 月 日	■■■■年〇〇月〇〇日

### 注意事項

1. 災害復旧（応急）措置後の状況が分かる写真（全景、原頭部、流下部等）を添付すること。
2. 「復旧（応急）措置の内容」は、応急措置の内容も含めて記載することとし、併せて、復旧（応急）措置実績図等を添付すること。

## 災害応急措置報告書

原則、和暦とする。

応急措置の完了後、速やかに報告(提出)すること。

■■〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事    〇〇   〇〇   殿

届出者の考え方は着手届と同様。

住 所    〇〇市〇〇町234番1  
氏 名    株式会社△△△△△  
          代表取締役    林 発   太郎

災害発生届出書の日付と整合させること。

■■〇〇年〇〇月〇〇日付けで届け出た災害に係る応急措置を完了したので、大分県林地開発許可制度実施規則第11条の規定により報告します。

災 害 発 生 年 月 日	■■〇〇年〇〇月〇〇日
災 害 の 内 容	盛土法面の崩壊とそれに伴う下方への土砂の流出
災 害 の 原 因	〇月〇日の梅雨前線豪雨
応 急 措 置 の 内 容	大型土のう設置〇〇袋、仮設排水管〇〇m
応 急 措 置 完 了 年 月 日	■■〇〇年〇〇月〇〇日

### 注意事項

1. 災害復旧（応急）措置後の状況が分かる写真（全景、原頭部、流下部等）を添付すること。
2. 「復旧（応急）措置の内容」は、応急措置の内容も含めて記載することとし、併せて、復旧（応急）措置実績図等を添付すること。

# 林地開発行為（中止・廃止）届出書

原則、和暦とする。

中止の前にあらかじめ届け出る（提出する）こと。

■■■■年〇〇月〇〇日

大分県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者の考え方は着手届と同様。

住所 〇〇市〇〇町234番1  
 氏名 株式会社△△△△△  
 代表取締役 林発 太郎 印

変更許可を受けている場合は、直近の変更許可年月日及び許可番号を記載すること。

■■■■年〇〇月〇〇日付け大分県指令森保第◎-◎号で許可された林地開発行為を（中止・廃止）したいので、大分県林地開発許可制度実施規則第12条の規定により届け出ます。

許可申請書又は直近の変更許可申請書の内容と整合させること。

開発行為に係る森林の所在場所	〇〇市大字治山字樹木1234番地 外1大字1字6筆
開発行為に係る森林の土地の面積	3.5521 ha
開発行為の目的	工場・事業場の設置（残土処理施設の設置）
開発行為の中止又は廃止の年月日	■■■■年〇〇月〇〇日
開発行為の中止又は廃止の理由	各年度の盛土（残土）搬入量が当初の予定を下回り、今後の事業計画の見直しを行うため。
開発行為の施行状況	当初計画の盛土（残土）量の70%が完了。 詳細は、別紙図面及び現況写真のとおり。
開発行為の中止又は廃止に伴う開発行為に係る区域の防災等の措置	<p>【着手済の場合】 計画していた洪水調整池は全て完成済み。 また、盛土最下層の暗渠排水管及び盛土小段等の排水施設の設置も完了しており、災害発生のおそれはない。</p> <p>【未着手の場合】 未着手のため、防災等の措置も行っていない。</p>

未着手の場合は、「未着手」で良い。

添付書類

- 当該開発行為に係る森林の現況を撮影した写真
- 開発行為を中止しようとするときは、当該土地の保安及び災害防止等に関する計画書又は実績書
- 開発行為を廃止しようとするときは、2に規定する計画書又は実績書のほか、廃止した後における当該土地の利用計画を示す図書

## 林地開発行為（中止・**廃止**）届出書

原則、和暦とする。

廃止の前にあらかじめ届け出る（提出する）こと。

■■■■年〇〇月〇〇日

大分県知事    〇〇   〇〇   殿

届出者の考え方は着手届と同様。

住   所    〇〇市〇〇町234番1  
氏   名    株式会社△△△△△  
                 代表取締役    林   発   太   郎   印

変更許可を受けている場合は、直近の変更許可年月日及び許可番号を記載すること。

■■■■年〇〇月〇〇日付け大分県指令森保第◎ー◎号で許可された林地開発行為を（中止・**廃止**）したいので、大分県林地開発許可制度実施規則第12条の規定により届け出ます。

許可申請書又は直近の変更許可申請書の内容と整合させること。

開発行為に係る森林の所在場所	〇〇市大字治山字樹木1234番地 外1大字1字6筆
開発行為に係る森林の土地の面積	3.5521 ha
開発行為の目的	工場・事業場の設置（残土処理施設の設置）
開発行為の中止又は廃止の年月日	■■■■年〇〇月〇〇日
開発行為の中止又は廃止の理由	各年度の盛土（残土）搬入量が当初の予定を大幅に下回り、事業計画を廃止するため。
開発行為の施行状況	当初計画の盛土（残土）量の50%が完了。 詳細は、別紙図面及び現況写真のとおり。
開発行為の中止又は廃止に伴う開発行為に係る区域の防災等の措置	<p>【着手済の場合】 計画していた洪水調整池は全て完成済み。 また、盛土最下層の暗渠排水管及び盛土小段等の排水施設の設置も完了しており、災害発生のおそれはない。</p> <p>【未着手の場合】 未着手のため、特に防災等の措置は行っていない。</p>

未着手の場合は、「未着手」で良い。

添付書類

- 1 当該開発行為に係る森林の現況を撮影した写真
- 2 開発行為を中止しようとするときは、当該土地の保安及び災害防止等に関する計画書又は実績書
- 3 開発行為を廃止しようとするときは、2に規定する計画書又は実績書のほか、廃止した後における当該土地の利用計画を示す図書

# 林地開発行為再開届出書

原則、和暦とする。

再開するときは、速やかに届け出る（提出する）こと。 ■■■〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事 ○○ ○○ 殿

届出者の考え方は着手届と同様。

届出者  
住 所 ○〇市〇〇町234番1  
氏 名 株式会社△△△△△  
代表取締役 林発 太郎

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を再開したいので、届け出ます。

変更許可を受けている場合は、直近の変更許可年月日及び許可番号を記載すること。

許可年月日及び許可番号	■■■〇〇年〇〇月〇〇日 大分県指令森保第◎-◎号
開発行為に係る森林の所在場所	〇〇市大字治山字樹木1234番地 外1大字1字6筆
開発行為に係る森林の土地の面積	3.5521 ha
開発行為の目的	工場・事業場の設置（残土処理施設の設置）
中止年月日	■■■〇〇年〇〇月〇〇日
再開年月日	■■■〇〇年〇〇月〇〇日
再開の理由	事業計画の見直しにより、盛土（残土）搬入の再開の目処が立ったため。

中止届に記載した年月日と整合させること。

中止届に記載した内容と整合させること。



# 林地開発行為期間延長届出書

原則、和暦とする。

現許可期限の到来前に届け出る(提出する)こと。

■■■■年〇〇月〇〇日

大分県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者の考え方は着手届と同様。

住所 〇〇市〇〇町234番1  
氏名 株式会社△△△△△  
代表取締役 林発 太郎

延長日ではなく、延長期間を記載すること。(延長期間の考え方及び記載方法は次のとおり)

【例】現許可期限「令和6年7月8日まで」を3年間延長する場合→ 令和6年7月9日から令和9年7月8日 と記載

■■■■年〇〇月〇〇日付け大分県指令森保第〇-〇号で許可された開発行為の期間を延長したいので、大分県林地開発許可制度実施規則第14条の規定により届け出ます。

許可申請書又は直近の変更許可申請書の内容と整合させること。

開発行為の目的	工場・事業場の設置（残土処理施設の設置）
開発行為に係る森林の所在場所	〇〇市大字治山字樹木1234番地 外1大字1字6筆
進捗率	75.0 %
延長期間	■■■■年〇〇月〇〇日から■■■■年〇〇月〇〇日
延長理由	単に「工程の遅れによる」などとしなすこと。 各年度における残土搬入量が当初の予定を下回り、計画の盛土高さ(量)に達していないため。

## 注意事項

- 「許可年月日及び許可番号」は、変更許可を受けている場合は、直近の許可年月日及び許可番号を記入すること。
- 「進捗率」は、例えば、開発目的が土石の採掘や残土処理場の造成等の場合は「土量」から、それ以外の開発目的の場合は「金額（事業費）」等から算出することとし、併せて、土量集計表や横断図等の図面又は事業費内訳表等の根拠資料を添付すること。
- 「延長期間」は、現行の許可期間の期限日（満了日）の翌日から延長しようとする期日までの期間を記入することとし、併せて、現況写真や変更工程表（実績入り）を添付すること。
- 「延長理由」は、延長しようとする主な理由を具体的に記入することとし、必要に応じて、それらを証する書類を添付すること。



## 開発行為者（住所・**氏名**）変更届出書

原則、和暦とする。

住所・氏名の変更後、速やかに届け出る（提出する）こと。 ■■■〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事    〇〇   〇〇   殿

変更後の開発行為者を記載すること。

住   所    〇〇市〇〇町234番1  
氏   名    株式会社△△△△△  
            代表取締役    後任   次郎

■■〇〇年〇〇月〇〇日付け指令森保第◎ー◎号で許可された開発行為について、次のとおり（住所・**氏名**）に変更が生じたので、大分県林地開発許可制度実施規則第15条の規定により届け出ます。

許可申請書又は直近の変更許可申請書の内容と整合させること。

開 発 行 為 の 目 的	工場・事業場の設置（残土処理施設の設置）
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	〇〇市大字治山字樹木1234番地 外1大字1字6筆
新 住   所 氏   名	〇〇市〇〇町234番1 株式会社△△△△△    代表取締役    後任   次郎
旧 住   所 氏   名	〇〇市〇〇町234番1 株式会社△△△△△    代表取締役    林発   太郎
そ の 他	実施規則第13条の「地位の承継」に該当する事案の場合は、本様式ではなく、第10号様式（林地開発行為地位承継届出書）により届け出ること。

注意事項

1. 「許可年月日及び許可番号」は、変更許可を受けている場合は、直近の許可年月日及び許可番号を記入すること。
2. 開発行為者の住所・氏名に変更があったことを証する書類（履歴事項全部証明書等）を添付すること（法人のみ）。

# 指示・承諾・協議 報告書

開発行為の所在場所: ○○市大字治山字樹木1234番地 外1大字1字6筆

開発行為の目的: 工場・事業場の設置(残土処理施設の設置)

申請書(第1号様式)と整合させること。

申請者又は  
工事施行者: ○○建設有限会社

申請者、又は工事施行者(施工業者)の現場担当者を記載すること。

現場管理者: 工事 八郎

内容							
発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者・工事施行者	<input type="checkbox"/> 県	発議年月日	○○年○○月○○日			
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 その他( )						
協議事項	・土地利用計画及び開発面積の変更について 下記①, ②の理由により、別紙図面のとおり土地利用計画及び開発面積に変更が生じるため、協議します。(開発面積: 0.6789haの増)  ① ○○番地の地権者との協議結果により、別紙「防災施設平面図」のとおりに、排水施設の線形を変更。 ② 上記①の変更に伴い、盛土の形状及び施行範囲を変更。 ③ 調整池からの放流施設(ボックスカルバート)について、既設市道に沿っての設置を計画していたが、施行位置を開発区域内の管理道路沿いの設置に変更するとともに、管の種別を合成樹脂管(内面平滑管)へ変更。  <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">                     本様式については、下記の重要な変更該当しない「軽微な変更」を行う場合などに使用する。                      下記の重要な変更該当する場合は、「変更許可申請」が必要となる。                       【重要な変更】大分県林地開発許可制度運用細則 第9より抜粋                      一 開発目的を変更する場合                      二 開発計画(工区・流域等又は重要な防災施設等)を著しく変更する場合                      三 開発区域の面積が1ヘクタール以上増加する場合                      なお、開発区域にかかる面積の増減を合算した合計が1ヘクタール未満の場合であっても、新たに残置森林区域等の開発区域以外を1ヘクタール以上開発する場合は、これに該当するものとする。                 </div>						
処 理 ・ 回 答	大分県	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 内容回答年月日: 年 月 日					
	○○振興局	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">                     ・開発行為の所在場所を所管する振興局名を記載すること。                      ・複数の振興局にまたがる場合は、それぞれで作成し提出すること。                 </div> 内容回答年月日: 年 月 日					
	申請者	上記について、 <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 内容回答年月日: 年 月 日					
処理・回答年月日		年 月 日					
確 認 欄	大分県	課長	班総括	班員			担当
	○○振興局	局長 (重要事項のみ)	次長 (重要事項のみ)	部長	班総括	班員	担当
	申請者	申請者		現場管理者	工事施行者	設計者	( )
申請者の欄は、原則として社印を押印すること。		申請者の欄は、原則として社印を押印すること。		工事施行者の欄は、担当者の押印または氏名の記載をすること。 設計者の欄は、可能であれば社印または担当者印を押印すること。			担当者名を記載すること。

林地開発行為完了確認証明申請書

■■〇〇年〇〇月〇〇日

大分県知事 ○〇 ○〇 殿

通常、完了届の届出者と同一となる。

申請者住所 ○〇市〇〇町234番1  
氏名 株式会社△△△△△  
代表取締役 林発 太郎

下記開発行為については、大分県林地開発許可制度実施規則第9条の規定により確認済みであることを証明願います。

記 完了届に記載の完成時(上段)の内容と整合させること。

1 開発地の所在場所： ○〇市大字治山字樹木1234番地 外1大字1字8筆

許可申請書又は直近の変更許可申請書の内容と整合させること。

2 開発行為の目的： 工場・事業場の設置(残土処理施設の設置)

3 許可番号： 指令森保第◎-◎号

変更許可を受けている場合は、直近の変更許可番号を記載すること。

4 完了確認年月日： ■■〇〇年〇〇月〇〇日

県の完了確認を受けた日。

証 明

番号は記入しない。(県で記入)

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

特記事項

完成時の実績面積を記載すること。

開発行為に係る森林の土地の面積	3.7890	h a
開発行為をしようとする森林の区域の面積	5.4998	h a
開発行為に係る事業区域の面積	5.6201	h a

日付は記入しない。(県で記入)

年 月 日

大分県知事 ○〇 ○〇 印